

第3回西和賀町議会定例会

令和元年9月11日（水）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は印刷配付のとおりであります。

細井町長並びに佐藤教育長より説明員として出席する旨の届け出のあった者の職氏名については、着席のとおりでありますので、呼称は省略しますが、これを受理しました。

それでは、直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1、昨日に続いて一般質問を行います。

一般質問は2日目ですが、念のため申し上げます。質問者の質問時間は30分と制限があります。制限時間5分前には1鈴、制限時間には2鈴を鳴らしますので、時間を厳守して質問してください。また、質問者及び答弁者は、それぞれ簡潔明瞭にまとめてお願いいたします。議員におかれましては、通告外の質問はできませんので、あわせてお願いをいたします。

それでは、決定しております登壇の順序に従い質問を許します。

登壇順5番、刈田敏君の質問を許します。

刈田敏君。

1番 おはようございます。リンドウ議会2日目、一般質問トップバッターの刈田敏です。

きのうからリンドウ議会ということで、同僚議員が提案いたしました。やっぱりやれることからやるということは非常に大事なことだと思っております。

マスコミにも取り上げていただきました。まだまだこれからもいろんな方面でマスコミから取り上げてもらえるものと思っております。西

和賀のリンドウがさらに注目されるよう期待を申し上げます。

誠実な議会、議員を目指して頑張りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

早速質問に入ります。昨日もありましたが、総合計画が核となって西和賀の発展があるのだということは私も思っておりますけれども、それでは総合計画というのは実際どのような現状なのかということで、きょうは大きく3点について質問するわけでありましてけれども、第1点目として、教育文化について。西和賀町総合計画の取り組み目標2、教育文化「地域に誇りを持ち、豊かな心を育てるまち」、基本施策（4）、地域の歴史や文化の継承と創造についてということで、1つずつお願いしたいと思います。

まず1点目としては、各地区において、盆踊りを初め、それぞれの地域で受け継がれてきた歴史文化を継承するため努力しています。地域のコミュニティーの活性化には極めて重要なことであります。この状況をどのように捉えているのか。諸問題に対して対策を講じる必要があると思うが、考えを伺うものです。お願いいたします。

議長 細井町長。

町長 おはようございます。リンドウ議会2日目、よろしく願いいたします。

ただいまの議員さんの質問については、総合計画の中でもコミュニティー活動関連ということでございますので、これを担当している担当課長のほうから答弁を申し上げます。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 おはようございます。地域のコミュニティーの活性化という部分につきまし

て、私のほうから回答させていただきます。

ことしの5月下旬から6月下旬にかけて、集落の現状と課題を把握するため、29行政区全てヒアリングを実施いたしました。各行政区では本当にたくさんの方に参加いただきまして、大変ありがとうございますという、まずお礼を申し上げたいと思います。

そのヒアリングの調査の結果ですとか、あと平成28年度からふるさと交流事業ということで、旧小学校区を区域として情報紙作成に取り組んでおりますけれども、その情報紙づくりを通した中からも地域の行事等を各地区一生懸命大切に取り組まれているということが私は理解できました。その取り組みが世代間交流ですとか、出身者との交流にもつながり、地域が活性化しているというのは間違いないことだと思っております。

課題としましては、地域内の少子高齢化等により、隣接する集落と一緒に実施をする行事というものが出てきているようすし、あとこの先5年、10年後はどのようなだろうかといった意見も複数聞かれたところでございます。

これまでの交流人口で関係が深まった出身者の方とのつながりや、新たな関係人口の拡大のための施策の展開、あと集落の連携などのあり方についても、また地域の皆さんとともに検討を進めていくことで地域力の維持を図っていければというふうに考えているところです。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 再質問しますけれども、調査については町民にはまだお知らせしていないと思いますけれども、どういう形で今回の調査の報告はなさるのか、その辺をお伺いいたします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 調査の結果につきましては、つい先日取りまとめを行ったということで、まず地域の運営の役員がどういう感じにいるのか、会計管理はどのような感じにしているか、

あとはどういう各種行事が取り組みされているかといったことを聞き取りしています。あとは、地域において困っていることですか、どういうことで改善が図られるのかといったようなところ聞き取りを行ったところでございました。

この調査の取りまとめ結果については、各行政区のほうでもまとめて次第教えてほしいというようなことがありますので、区長会議とかを通しながら、そこでは出していきたいと思っております。

議長 刈田敏君。

1番 報告は区長会等を通じて報告するということでありますけれども、これを受けて今後地域のコミュニティーをどうやっていくかという、具体的にどのような形で進めていくのか、その辺をお伺いします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 ヒアリング、まず第1段階ということで、今の少子高齢化というか、人口減少というところで地域の中が実際どうなっているかというのを把握したいということで行ったヒアリングだったのでありますけれども、その結果から、大体今でも地域ではそれぞれ行事等の活動はされておりますが、まず5年、10年後というような、その先は困難になるのではないかという話もありまして、それではこの先の5年、10年後ということを抑えた上で、今考えていかなければならないというふうに考えております。

そのようなことから、例えばなのですが、今旧小学校区単位の中で情報紙づくりを進めておりますけれども、その区域の中での意見の聴取というか、聞き取りを行いながら、この先人口がさらに減っていった場合、地域の運営についてはどうなるのだろうかというようなことを率直に意見交換しながらというふうに、ことしは思っているところです。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 この問題は、大分前からあって、行政区

の区割り等も数年たつわけですけれども、この問題としては人口が少なくなっている、それから子供たちも年々減っていくという中で、やはり地区の行事に対して参加するという意欲等も薄らいできている、係等をやる人は全てを賄っていくという、もう地域自体がだんだんに悪循環になっていくような形なのです。これはすぐにでも立て直す手だてをしないと回復は大変だと思いますけれども、もうちょっとスピードアップして、そういうことも進めていかなくてはならないと思いますけれども、行政区の区割りに関してはどこら辺まで考えているのか、進んでいるのかお伺いします。

議長　ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長　まだ行政区の区割りについては具体的にそういうところまでは実際考えておらず、話し合いの区域というようなことで、旧小学校区単位というのを考えて進めてきているというところがございます。

実際情報紙などを出身者の方に発送しております、その回答というものもそれほど多くなくて、初年度に発送した分の1割程度が返ってきている状況なのですけれども、その中では地域を非常に大切に思っているとか、応援したいとか、行事に参加したい、また同窓会などがあれば積極的に参加したいといった意見もありまして、そういう部分も引き続きやりとりをしながら、地域の中に応援してもらえるような形に持っていきたいというふうには思っておりますし、あと情報紙も各世帯に配布しているということで、改めて地域の方々自身も見直すというようなことにつながっているというふうに思っております。

以上です。

議長　刈田敏君。

1番　いずれ進めてもらって、本当に世代が変わると変わるなりにやっぱり考え方も変わっていくので、そこにはギャップというのは当然出てくるわけですけれども、行政としてできるこ

とをきちきちとやっていただければと思いますし、それがなければ町全体として悪循環になっていくのではないかなと思います。そういう意味では、本当に重要なポイントのあるところですので、頑張っていただきたいと思います。

次の質問に入ります。西和賀町無形民俗文化財について、応援体制についてその後検討されているのか、改めて伺います。

議長　佐藤教育長。

教育長　無形文化財の応援体制についてのその後ということでございます。お答えをさせていただきます。

新町の舟っこ流しですとか、白木野の厄払い人形など、町には無形文化財がございます。これらは、歴史的に受け継がれてきた大切な伝承地域活動であると考えております。その点につきましては、先ほどの議員のお話と同じかなというふうに考えております。

そうした伝承活動につきましては、地域コミュニティとしても必要な活動であり、一方でその活動を持続的に行うための体制づくり、自治組織全体の課題として捉えているところでございます。

このことから、単に文化財保護の観点としてではなく、地域自治組織のあり方、地域づくりの一環として、その支援のあり方について関係各課と協議を行って取り組んでいるところでございます。

議長　刈田敏君。

1番　昨年の9月議会に教育長といろいろ議論したわけですけれども、その時点で無形文化財については人員不足が課題であるということは当然わかっていらっしゃると思いますが、担当職員が直接事業に参加して現状を確認させていただいているという話でしたが、現状はどのような形になってますか。

議長　佐藤教育長。

教育長　遅くなりました。申しわけありません。

私自身も裸まつりには参加しているというこ

ろでもありますし、そちらのほうの裸まつりに生涯学習課の職員も顔を出して一緒にということもやっておるところでございますけれども、全ての無形文化財の事業に出席して、その状況を把握しているというところまでは至っておりませんでした。

議長 刈田敏君。

1番 全てということでありまして、無形文化財に指定しているということは、これだけ重要なことでありまして、西和賀町文化財保護条例等ありますし、この中の41条には保存に関することも書いているわけですが、できる規定ですから、やらなくてもいいのですけれども、これはきちっとそういうところをやることによって、前の質問と同じですが、やっぱり地域のコミュニティーをつなげていく。

きのうも教育長は、地域で子供たちを育てていくというお話をされていましたが、まさにそのとおりだと思います。学校やそういう部分での教育でない、人とのつながりだったり、共同でやるという形のものについては地域できちっと子供たちを育てていくというような体制もあるわけですから、その中で無形文化財、特に各地区で頑張っている、これを絶やすことなく、継続させる手だてを教育委員会のほうでも考えていかなくてはならないと思います。

それで、昨年のお話の中で教育長も話していましたが、町のお祭りとしては認識していく必要があるだろうし、それぞれの応援体制も整えていくのも大切なことだと思います。それで、支援は検討していきたいというお話でした。これは、いきたくないとかそういう問題でなくて、きちっと町としての協力体制というのが必要だと思うのですけれども、その点をお伺いします。

議長 佐藤教育長。

教育長 ありがとうございます。きのうの私の答弁についても触れていただきまして、地域の中で子供たちを育てていくことはとても大

事なことだと思います。

そして、世代間交流といいますか、それを通しまして次世代を育成していくと。その世代間交流といったときに、高齢者と子供たちというところばかりが焦点を当てられるのですけれども、高齢者から次の世代の40代、50代、そしてさらに20代、30代というふうにつないでいかないと、いきなり子供に飛んで世代間交流ではないのだと思います。そういうことを考えたときに、事業に子供たちを巻き込む、地域の活動に子供たちを巻き込むことによって、そのお父さん、お母さんたち、20代、30代、若手の地域人材をその中で育てていくという機会になるのかなというふうに思います。

そして、過去エコミュージアムという取り組みがなされてきております。エコミュージアムという取り組み、そこについては一段落、終わっているところではありますけれども、各地域には文化財の指定の対象にならないまでも、地域で継承されてきたさまざまな文化的な地域資源がございます。そういった地域資源を文化遺産、自然遺産として保存、活用している事例も多々あるところでございます。

また、町におきましても文化庁事業の日本遺産に申請してはどうだというようなお声もいただいているところでございます。そういった指定文化財に限らず、地域で大事にされてきた地域資源、それを将来にわたって次の世代に残していくということは大切なものと考えております。そういった地域の誇り、財産を保全していくという視点も含めながら今後考えていきたいというふうに思っています。

議長 刈田敏君。

1番 それで、やっぱり担当職員といいますか、いろいろな形で現状というのはもっと把握していくべきだと思いますし、今大変なのは金銭的なものも大変なわけで、備品等も大変な状況にあるところもあるので、そういうところを調査しながら、町としてできる分に関してはそうい

う面で援助していくこととか、あとは人的な援助としては、今までずっとそうやってきたのですけれども、全体としての集まり等もやりながら問題提起していただいて、あとは興味がある人たちが参加するみたいなどころもこれからやっっていかないと、本当に大変な状況だと思えます。そういうところを町として支援していくということが必要だと思えます。教育長は裸まつりに毎回行ってやっているのですけれども、ほかに行ったことがないとすれば、そういうところもきちっと見ながら現状というものを把握していかななくてははいけないと思えます。

各団体はいろいろ努力しながらやっているわけですけれども、そこら辺はきちっと見てもらいながら、そして一番言いたいのは、そういうことをもとにして地域がつながっているということがありますので、これは本当に率先してやらなくてははいけないものだなと思えますけれども、参加を含めて調査等、こういうことはやっていただかないといけないのかなと思うのですけれども、その辺はどうですか。

議長 副町長。

副町長 済みません、ちょっと私のほうから。前の新町の行政区長さんから、人手も足りなくて大変なので、担ぎ手もいなくて、何とか協力してほしいというのを二、三年前だったですか、28年ごろだったと思えますけれども、平成27年にコミュニティー助成事業で山車とテントというのを舟っこ流しの事業のほうに支援をしております、その後担ぎ手もなかなかなくて大変なのだということで、協力隊の方々に声かけたり、あとは職員が行って手伝ったというか、盛り上げたりしたこともあるのですけれども、私もことし大丈夫なのかなと思って、担ぎ手大丈夫なのかなと思いながらお祭りの前にちょっと聞いてみたのですけれども、大丈夫そうだという話を聞いて、日目の8月18日の新聞に、雨で大変な中だったが、みんなよく集まり盛り上がったと、担ぎ手の男衆、子供たち、新町地区

のほか町内他地区からも参加ということで、区長さんのコメントも新聞に出ていたのを見て、ことは雨の中だったけれども、盛り上がってよかったなというふうに思っていたのですけれども、教育長も今るる答弁していましたがけれども、そういった応援をしていかなければだめだという、そういう部分は話として、私もそういう意識でいますし、そういうことで対応していかなければだめだなどと思っはいます。

それで、今後については、以前もこの議会のところでお話ししたのですけれども、さっき教育長の話で、エコミュージアムでいろんな町内にある財産を掘り起こして、まとめて冊子にもしているのですけれども、そういったものを次の世代にきちっとつなげていくために、例えば西和賀遺産的なものとして認定した、そういった取り組みをしていかなければだめかなというふうに考えていまして、それを早急に西和賀遺産から日本遺産、世界遺産につなげていけるような、そういった取り組みにできればいいなというふうに考えていますので、無形文化財もいろいろあるわけですけれども、そういったものもいろいろ皆さんで再検討というのですか、話し合っ、次の世代に残していかなければならない財産は何かということを改めて検証しなければだめかなというふうに思っています。そういったところで、よろしくご理解いただければと思います。

議長 刈田敏君。

1番 新町のことをいろいろお話ししていただきまして、ありがとうございます。それは結果でありまして、担ぎ手も雨でぬれた重いわらの舟を何とか今回難儀して持っていったのですけれども、朝から雨が降りまして、やるかやらないかのところまで来たのですけれども、やはりあそこは道路規制ありますので、延長というのはできないわけで、そして警察に何度も足を運びながら、そういうところまで一生懸命やっているということです。それは伝統的につながつ

てやってきているのですけれども、それでもさえ担ぎ手が少ないということがありますし、子供たちは本当に少なくなって、ほかの地域からお子さんを借りて、手踊りとかをやっています。

あとちなみに、文化遺産という点でいきますと、「かねこもり」という歌は、これはどこにもない、本当に新町にしかない歌を引き継いでいるわけです。それは子供たち、学校を含めた中では、学校のほうにもお互い協力し合いながら、伝統として持っていけることもあるのかなとは思っております。

いずれにしろ、新町の舟っこ流しだけでなく、町内にある無形文化財、それについての現状というのは本当にきちっと把握しておくべきだと思いますけれども、そういうことは教育長、全体の中で進めてもらえますか。

議長 佐藤教育長。

教育長 現状を把握してほしいというところについては、もっともなお話だと思っております。本当に申しわけありませんでした。これからそれぞれのところについて、もちろん文化財保護に関しての委員の皆様方もいらっしゃるわけなのですけれども、あわせながら取り組んでいきたいなというふうに思っております。

もう一点、経済的な支援という部分につきましては、現状でも所有者の負担ということでお願いをしているところでございます。昨年公民館活動等を活性化しようということで、公民館館長さんに地域ごとで金もうけしませんかと、鹿児島県にやねだんという部落があるのですけれども、そちらのほうでは自分たちで汗を流して、そして自主財源を確保して住民にボーナスを出すというような取り組みをしていますと、こういうことをやりませんかというようなこと館長さん方にお話をしたことがございました。

そういった一緒に汗を流すことによって生まれる連帯感というのも地域コミュニティーにはとても大事なことなのだと思いますし、ことしの夏に、いわて男女共同参画サポーター養成講

座という県の事業が西和賀町で行われたわけなのですけれども、そのときに先ほどのふるさと交流事業の中で、地域の中で行政に頼らないで自分たちでやっていこうということで、道の除草作業等をしながら収入を得て、その収入で別な活動をするというような事例発表も町内の方からしていただきました。

そういった自分たちでできることと、冒頭お花の話に触れながら議員さんがお話ししていただいたわけなのですけれども、そういった部分もそれぞれの地域でこれから一緒に取り組んでいければなというふうに思うところでございます。

議長 刈田敏君。

1番 私も、やねだんの講演会等は聞いて、そうだなと思っているのですけれども、そこまでいけない、やりたい人もいるけれども、地域としてはやり方がわからないとすれば、行政としてそこをただ単にお金をどうのこうのという話ではなくて、やっぱり指導といいますか、そういう雰囲気させるというのが重要なので、これは教育委員会だけでできるわけでもないし、行政のほうでできるわけでもない。やっぱり全体でやらなくてはならないのですけれども、これは本当に急いでやらなくてはいけないと思います。

ただ、金銭的なことですけれども、今は公民館に一括交付金みたいな感じでやっていると思うのですけれども、この内容を見るとそれこそ公民館の補修とか、備品かえるので、ほかのことはなかなかできないです。確かに自分たちが一生懸命稼いだ分ですとやるということも必要なのですけれども、まだ今できていないと思います。これは、本当に理想だと思えるのですけれども、公民館の話は後でまた来ると思うのですけれども、現状からして、やっぱりないです。寄附も多いです。いろいろな分で寄附もある。錦秋湖まつりにさえも来るわけですから、実行委員会でやっている人もコミュニティー、地域をつな

げていくという分には重要なポイントあるところなので、そこはきちっと整理しながら状況をきちっと把握しながら進めていただければと思いますし、我々もそういう中では一緒になっていかなければいけないなと思っています。

それでは、次の質問に入りたいと思います。業務改革の推進についてということで、これも総合計画の取り組みの中の第3次行政改革大綱の取り組みの具体的施策についてということで、取り組みの状況と今後検討される計画の概要を伺います。

項目5つあるのですけれども、これ全体言われてもちょっととれませんので、1つずつできればお願いしたいと思います。

議長 企画課長。

企画課長 行政改革の取り組みについてのお尋ねですが、第3次行政改革大綱は、本町を取り巻く社会経済情勢の変化に対応し、持続可能なまちづくりを進める第2次総合計画を下支えする目標達成のための方策として、町行財政の基盤づくりの方針を定めたものでございます。

行革の具体的施策について、取り組み状況と今後の計画についてお答えします。まず、1つ目の事務事業のスリム化では、平成31年度当初予算編成に当たり、事業評価シートによる主要事業の整理、検討を行いました。今後もこの取り組みの質を向上し、事業評価を予算に反映する仕組みを定着させ、事業の最適化と予算編成の透明性の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

議長 刈田敏君。

1番 1番の事務事業のスリム化という中では、シートを今後つくるのか、現在なっているのか。31年度の予算でやったということですので、できていないと思いますけれども、時間と経費のデータというのをきちっと捉えて、本当に有効にやっているかというあたりまでやらないといけないと思うのですけれども、このシートというのは具体的にどこら辺までわかることなので

すか。

議長 企画課長。

企画課長 事業評価のシートでございますけれども、まず事務事業の目的を1つ考えております。あとその概要、そして指標と事業費、財源、それと前年度とことしの対比、あとはそれに対しての評価、あと事業評価をそこでするわけなのですけれども、その評価に対して今後その事業をどのような形で進めていくか、30年度から31年度では、来年度、31年度に向けてどのようなことをするかというような内容を各課事業ごとに取りまとめをしてもらっているものでございます。

議長 刈田敏君。

1番 単純な質問ですけれども、事業評価して、これはだめだというのはやっぱり切っていくことになるわけですか。

議長 企画課長。

企画課長 実は事業評価も本当に始めたばかりということで先ほどお話あったとおりなのですが、なかなか個々の評価の基準というのが課長の中でもまだ一定になっていないという部分もございまして、今その平準化に努めているという形でございます。

実際に30年度の事業評価の件数としては230件、事業評価の対象とさせてもらってございました。その中身を見ますと、廃止というまではないか、見直しの継続という中身が相当数という形になってございます。

議長 刈田敏君。

1番 それもスピード感がないといえますか、きのうからの話で、やっぱりきちっと判断していかなくては何も変わらないでいくのだろうかと思います。

次に行きます。行政システムの適正運用についてお願いします。

議長 企画課長。

企画課長 2つ目の行政システムの適正運用では、文書管理と会計事務について職員研修を行いま

した。

職員研修によるシステム運用の適正化や電子申請などの導入により、事務の効率化と市民の利便性の向上を図ってまいりたいというふうに考えております。

議長 刈田敏君。

1 番 これについては、議会でもタブレット化の予算が通らなかったのですが、やはりタブレット化というのはある程度きちとした成果も出ているので、それはメリット、デメリットはあるにしろ、これはもう少し検討していかなくてはいけないのかなと思うのですが、その辺はいかがですか。

議長 企画課長。

企画課長 まず、平成30年の実績をちょっとお話しさせていただきますと、財務会計のシステムというものを役場の中では、庁内では使っております。そのシステム自体、いろいろ使いこなせばもっと能力あるものなのですが、まだ全てを使い切っていないというところもございますので、いろんな部分で能力を使いこなすような、そういった部分での研修などをまず行っております。

今議員がおっしゃいましたタブレット化についてでございますけれども、特に財政であり、そういう議会の場面ですと、いろんな書類の数、量等々を鑑みますと、省力化も含め、紙の消費量といった部分も考えれば、確かに省力化と省資源化といえますか、そういった部分ではメリットがあるものというふうには考えてございます。ただ、初期投資、それから継続的にかかる経費等を勘案しながら考えていかなければならない部分であるなというふうには考えております。

議長 刈田敏君。

1 番 印刷するということは、そこに人手がかかるわけで、それ委託すれば委託料がかかるわけで、その辺はきちと精査して考えていかなくてはいけないと思います。

ちなみに、ここに当てはまるかわからないけれども、今の西和賀広報はチラシと一緒に来るのですけれども、これ答弁は要らないですけれども、チラシが多過ぎて、これも各課の予算の入れ方が違うのか、いい紙もあれば、よくない紙もあるわけです。これを広報の中に入れて、あの分が減るのではないかなというようなこともあると思いますけれども、その辺も踏まえて検討していただければと思います。

次の質問に行きます。団体等の事務局事務の見直し、これについてお伺いします。

議長 企画課長。

企画課長 団体等の事務局の見直しでございますけれども、平成31年度当初予算に合わせまして、各課が事務局等を担う団体や職員の関与のあり方について検討しました。今後も必要に応じて検討を進め、団体の自主自立的な活動の促進と、行政の関与の適正化に努めていきたいというふうに考えております。

議長 刈田敏君。

1 番 必要に応じてというのは、ちょっと漠然としていると思うのですが、その辺もう少し詳しくお願いします。

議長 企画課長。

企画課長 必要に応じてということは、去年、31年に向けての予算編成の中では、予算編成する際、この事務局の見直しの部分について、それぞれ各課からもらっておりました。その場面だけではなくて、もっと前もって確認できるような体制をとりたいなという部分も含めてございます。

実際にこの事務の見直しというのが全体に進んでいるかという部分になると、なかなか進んでいないというのが現状でございます。ただ1件、当てはまるかどうかあれですけれども、納税貯蓄組合連合会などは一応廃止の方向というような形の流れになっておりますので、少しずつはそういった形にはなっているのかなというふうに感じております。

また、ある程度町からのアクションというの

も必要になってくるのかなというふうには思っておりますので、こういった見直しを各課からいただいて、そして次へつなげるという取り組みを今後も進めていきたいという考えでございます。

議長 刈田敏君。

1 番 アクションを起こすというのは、どういうアクションかあれですけれども、やっぱり中身としては、ある程度の費用対効果があるとか、それからあと偏りはないとか、受益者負担があってやっているのか、本当に運営が必要なのかということもありますよね。だからといって、それをやめるわけにもいかないというのはわかりますけれども、ここを進めていかないと何も変わらないです。そのためには、やっぱり理解を得るために、あとはきちっと事業をやっている方との話し合いを持って、それがアクションだと思いますけれども、いかがですか。

議長 企画課長。

企画課長 議員さんがおっしゃるとおりでございます。やっぱり団体との話し合いというのが一番重要だというふう感じております。

先ほど申し上げました納税貯蓄組合連合会についても、役員会であったり、何度も重ねた上でのそういう流れというものになってございます。やはりそういった部分を重要なものと認識してございます。

議長 刈田敏君。

1 番 いつまでというわけにはいかないでしょうけれども、計画的に進めていただければと思います。

いいですか、副町長何かありますか。

議長 高橋副町長。

副町長 第3次西和賀町行政改革大綱、平成30年度から33年度までの4年間のこの改革大綱の中では、団体の事務局が56団体あるのですけれども、それを33年までに34団体まで事務局を減らしていくという目標を立てています。

それで、56団体の事務局を今役場のほうで担

っているわけなのですが、いわゆる役場職員の本来業務ではない団体の事務局というのは、手続的には職務専念義務免除という手続をとって、例えば1日1時間その団体の業務をやっているとすれば、1日1時間で270時間ぐらいですか、270掛けて、それは職務専念義務免除手続をとって、それで本来業務ではありませんと、その団体の事務局の職員として業務をやりますから、内部的な手続ですけれども、義務免除手続をとって許可を得て業務をやるという、そういった手続も庁内の中ではきちとなされていないので、それらをきちんとまず手続的にとってもら。そうすると、8時間の業務の中で、この職員は本来役場の業務以外の事務局業務を例えば2時間ぐらいやっているとすれば、その部分は本来業務ではないよねという部分が明確になってきますので、どれだけ今の職員が職務専念義務免除申請をした時間になっているのかをきちっと整理して、そして本当に団体の事務局をする必要があるのかないのかということを検討しなければだめだということで、33年度の目標に向けてそれは内部的に今いろいろ検討しているところです。

その一環として、ようやく税務課のほうで1つ団体をなくするような方向で今進めているのですけれども、旧湯田、沢内のそれぞれの団体がそのまま残っている、そういった部分もありますし、そういったのを統一していきなり、いずれにしても行革の大綱に56団体を34団体に事務局を縮小していくということで目標を掲げていますので、それに向けて取り組んでまいりたいというふうに考えています。

議長 刈田敏君。

1 番 33年度までできますか。

議長 高橋副町長。

副町長 34団体、事務局まで減らせるかどうかはあれですけれども、そこを目指して取り組んでいきたいというふうに思っています。

議長 刈田敏君。

1 番 やり方としては当然わかっていると思いますが、他町村との比較もあると思うので、そこら辺はやっぱり説得というか、全てなくすというのはかなり際どい話なので、そこを考えていかないと、それも減らせない、これもできないというのであれば、本当に行革の意味がないと思います。

それでは、次に行きます。まちづくり意見交換会の定期開催についてお願いいたします。

議長 企画課長。

企画課長 それでは、まちづくり意見交換会についてでございます。町が主催する町政懇談会を毎年度開催する制度とし、行政区や公民館、グループ単位の申し出によるまちづくり懇談会を実施しております。

まちづくり懇談会は、地区協議会の申し出1件の実績ですが、今後も制度の活用を呼びかけ、対話によるまちづくりに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議長 刈田敏君。

1 番 これについては、議会のほうでも住民と語る会等をやっておりますけれども、なかなか大変な状況です。これはお互い意見交換しながら、本当に皆さんの意見を集約できるような形というのはお互いまず頑張っていかなければならないと思いますので、これはあれです。

最後の、地域とのかかわり方の検討ということをお願いいたします。

議長 企画課長。

企画課長 5つ目の地域とのかかわり方の検討についてでございます。地域に依頼する役職や業務を見直し、事務や経費を効率化していくことを目標として、平成31年度当初予算編成においては自治活動支援事業費補助金を見直ししてございます。

今後も各自治組織の活動支援を継続し、地域運営のあり方や地域運営組織設立の検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

議長 刈田敏君。

1 番 各地区に配分しているお金のことだと思うのですが、中身については余り詳しくやると使いづら分もあると思うのですが、ある程度の方はきちっと把握しておかなければならないと思うのですが、その辺はどのようになっていますか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 自治活動交付金についてお答えしますが、まず自治活動交付金は令和元年というか、今年度見直しをしまして、これまでは本当に各地区の自由な裁量により使っていたというものでございますけれども、今年度については自由に使える分も残しながら、地域の中で助け合いの部分というか、除雪ですとか、町道草刈りですとか、あと地産地消の分も入れながら、乾杯条例の分で使った飲食代も認めるような仕組みで、まず分けて措置したところでございます。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 番 これで業務改革の推進について終わりますけれども、いずれ第2次西和賀町総合計画というのは、これに力を入れてきたし、これからも入れるという話であります。聞いて見ると、まだ時間はあると思うのですが、なかなかスピード感がないというのを感じました。ここは、やはりきちっとやりながらいかないと、目標というのは達成できないのではないかなと思います。

その中で、最後の質問に行くわけですが、町の組織機構についてということであり、これまでの組織機構の成果と今後の人口減少に対する対応策を伺うもので、組織機構については簡素で効率化が重要と考えます。見直しの検討が必要と思いますが、所見をお伺いいたします。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

まず初めに、町の組織機構の成果についてお

答えいたします。現在の組織体制は、課が14、事務局が2、事務室が1の、合わせて17の課、事務局等となっております。この組織体制は、行政課題への対応並びに所掌事務の整理、効率化を図るため、平成28年4月1日に見直しを行ったものであります。

次に、組織機構の見直しが必要でないかというご質問についてお答えいたします。人口減少に伴う新たな行政課題、行政ニーズへの対応や町のさまざまな重要施策の実施に向け、課の再編や所掌事務の整理、見直しなど、組織機構の見直しに向けた検討は必要であると考えています。

しかしながら、人口減少に伴い業務量が減少することではないので、組織機構の見直しに当たってはそれぞれの課の所掌事務について現状把握の上、十分な検討、調整が必要であると考えております。

議長 刈田敏君。

1番 最終的に必要なものが残っていくと思うのですが、では必要でないものがあるかといえば、それもないわけです。ここはやっぱり腹を据えてやらないとだめだと思うのですが、具体的にはどういう形で進めていこうとしているのかお伺いします。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

まず、今の課の配置については、先ほどお答えしたとおりであります。ただ単純に、今ある課で必要な課、必要でない課というふうな判断はなかなかつけがたいと思っております。

しかしながら、平成28年の4月1日に見直した内容については、簡易水道事業の公営企業への移行をスムーズに行うため上下水道課を新設しておりますし、あとまち・ひと・しごと総合戦略への取り組みを強化することで、企画振興課をふるさと振興課と企画課に名称を改め設置しているところであります。

このように、その時点で町が重点的に取り組

む対応策として課の見直し等を行ってきた経緯もありますので、その辺の成果等を踏まえて課の再編については実際のその時点での町が取り組む内容等を踏まえまして検討を進めていきたいと考えております。

議長 刈田敏君。

1番 今のところは、具体的にいつそれまでこういう段階でとか、協議するとかということはないということですか。

議長 総務課長。

総務課長 見直しの時期については、まだいつまでと言えるような段階ではありませんが、町が抱える行政課題、必要とされる行政ニーズを把握した上で、その対応策を検討するとともに、各課の所掌事務の整理、見直しを行いながら、整理できるところから整理していきたいと考えております。

議長 刈田敏君。

1番 各課は本当に一生懸命頑張っていて、町民の福祉の向上に努めてもらっていると思います。ただ、だからといって今のままで、本当に人口減少になったときにどうなるかということばかり考えていかないと、予算的にも課が多いということはそれなりにみんなが予算要求すれば、やっぱりそこら辺もきちっと考えてやらないと、要するに縦割りの弊害だと思うので、横つながりを十分考えていかないと、どうしても財政的には大変になるのかなと思います。

議長 高橋副町長。

副町長 では、私のほうから一言。課が多いことでどういう課題があるのかというのを具体的にお話ししていただければ、より理解ができるなと思っています。ですので、私の思いとすれば、類似団体と比較して、確かに課の数は二、三課多いのは事実です。それを小さくくりにしてやった場合のメリットと、それから今の小さくくりしているメリット、デメリットは両方あるというふうに考えているのですが、1つのポジションに課長として、きちっと責任を

持ってやっていただきたいと。

先ほどからスピード感がないというようなご指摘もありますけれども、そういうスピード感を持って課題に当たっていただくためには、やはり責任を持って、小さな課であってもその課題に対してスピード感を持って対応していただきたいという思いと、それがメリットにつながるのではないかと期待の中で個別の課題に深く対応していただきたいということで、ある程度課題解決に向けた形での対応ということで体制をとったものですが、今後はおっしゃるとおり退職者が出て補充しなかったりということで、職員の数はどんどん減っていくのはそのとおりです。ですので、職員が減ることと合わせ課の数も必然的に減っていくものというふうに考えております。

28年に大幅な組織改正をしたわけですが、そのときも職員それぞれの業務量を全て調査して、その業務量の中でどういった課題、将来課題が出てくるのかも加味して、その体制として組織はこういうふうにあったほうがいいねということで対応したものですけれども、それ以来部分的に改善したりはしていますけれども、職員数、それから今後の業務量を加味して、ある時点でまた組織機構の大幅な見直しが必要な時期は来るというふうに考えているのですが、いずれ先ほど課長も答弁したとおり、人口が減れば業務が減ることではないので、人口が減ることによって新たな課題がどんどん出てくるという。確かに人口が減ることで業務が減る部分も出てくるのですが、一方では新たな課題も出てきているということにどういうふうに対応していかなければだめかなというのを十分考えて対応しなければだめかなというふうに思っています。

課長さん方にはいろいろ責任と、それから管理職手当の少ない中で、課長の場合は超過勤務手当も出ないわけですから、そういった中でも町に対する強い思いで対応していただいている

ことに関しては、私も議員さんがおっしゃるとおり一生懸命やっただいていてというふうに思っております。

そういったことで、組織の大幅な見直しはある時点でしなければだめかなとは思っていますけれども、今のところはいついつということでは、まだそこまでは至っていない状況です。

議長 刈田敏君。

1 番 反問権、ありがとうございます。課長たちは手当をもらっていないですけども、ボーナスはそれなりの評価でもらっているでしょう。それはまずいいとして。

結局課が多いと、その分子算的なものは、各課で予算の奪い合いをするわけです。それはその課の中で必要な事業を進めていくわけですから、それが単純に少なくなったときには、ある程度はそれからなくなるのかなという甘い考えです……首ひねっているから、なかなかそういうわけにはいかないと思います。

あとは、課の中で同じような例えば委託料にしても、その課その課で委託料というものに関してはさまざま違うだろうけれども、その中には一緒にできるようなこともあるのではないかなと思いますし、当然仕事量というのはましてふえていくと思います。

きょうの流れの質問の中では、ではスリム化するにはどうするのだということの中で、課はそのまま継続すると、でもいろいろな協議することが進んでいないと、これ大変な話ではないですか。今どのようなことが考えられますかといきなり言われたので、また後で整理して議論したいと思っておりますけれども、そういうことです。

議長 質問ですか、今のは。

1 番 では、それについて。

議長 高橋副町長。

副町長 先ほどもお話しした28年の4月に大幅な組織改正を行って、今4年目になります。その中でも推進監ポストを新設したり、課長ポストをある程度ふやしてきたのはご指摘のとおりで

す。ただ、それは先ほどもお話ししたとおり、新たな業務に的確に責任を持って対応していただきたいということで、課長職として対応していただいているというのも、それは実際事実です。

今ご指摘のあった課が多いことで業務が煩雑化というか、いろいろお金がかかるのではないかとというようなご指摘もありましたけれども、そういった部分は財政のほうできちんと対応していただいていますし、まずは今日の前にある課題にきちんと対応していくというのを最優先で対応させていただいているというふうに理解していただきたいと思います。例えば水道の問題にしても公営企業に転換していくという大きな業務がありました、水道事業も含めて。それから、まち・ひと・しごとの地方創生も的確に対応していくために、1つの事業に向かった課を新たに企画から切り離して対応させたり、そういう個別の課題にスピーディーに対応していくという、そういう目的で課を細分化したのは事実です。

ただ、それがどこかの時点というか、先ほどもお話しした繰り返しになりますけれども、これから職員数も減りますので、このままで継続というわけにはいかないと思います。そういう意味では、そんなに遅くない時期にまた大きな見直しをする必要があるのではないかなとは思っておりますけれども、会計課を分けたのも会計処理を的確にやるとか、そういう個別の課題に的確に対応していきたいということで、今のような組織として対応しているということをご理解いただければなというふうに思います。

議長 刈田敏君。

1 番 これですべて終わりますけれども、やっぱり課長たちは一生懸命頑張っていると思います。そして、成果も上げているのですけれども、それでもきょうの質問の中ではまだまだ、あえて言いますけれども、スピード感がない。どこかに原因があるのではないですか。その辺をきっち

り把握していかないと、やっぱりこのままずるずるといっわけにはいかないと思います。

持続可能な町をつくるというのは本当に大変なことであると思いますけれども、やっぱり私の理想とするところなので、幾ら小さくても町民が心身ともに健康で、この大自然に立ち向かい、みんなが協力して、この町に住んでよかったと言えるまちづくり、このことを目指して、お互いが切磋琢磨して頑張っていくことを申し上げます。ありがとうございます。

議長 以上で刈田敏君の一般質問を終結いたします。

ここで11時15分まで休憩いたします。

午前11時06分 休 憩

午前11時15分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

次に、登壇順6番、高橋宏君の質問を許します。

高橋宏君。

8 番 こんにちは。弁天の高橋宏です。昨日から議長また先輩議員が言われておりますように、今会議は議場に花を飾っていただき、リンドウ議会ということで行っております。

私が議員研修に行った際、他市町村において議場に花を飾り、花議会を行っているのを知り、西和賀町でもリンドウを中心に花卉栽培が行われておりますし、議会としてこれを支援する姿勢を見せるべきではないかと言ったところ、議員の皆様からも賛同を得て、今回の議会を迎えることができました。

告知端末をお聞きの町民の皆さんからは見ることができないかもしれませんが、ぜひ議会に足を運び、このすばらしい花をごらんいただくとともに、議会傍聴に来ていただければと思います。

また、ご協力いただいたJA花巻西和賀営農センターの皆様ほか、関係なされた皆様に感謝を申し上げます。

議場に花が飾られておりますので、町民にとって実のある議論となるよう一般質問に入らせていただきます。私は、きょう2点質問いたします。

最初に、中山間地域等直接支払制度の取り組みについて伺います。この制度は、国のほうから行っている事業で、平成12年から実施してきており、ただいま令和元年は第4期対策に入っております。

町でもこの直接支払制度に加入し、取り組みをしておりますけれども、現在の取り組んでいる面積、交付金、農政座談会等でもお示ししておりますけれども、その面積交付金の説明と、残念ながら西和賀町の農用地全てが対象とはなっておりません。対象から外れている面積と、仮にこれが交付された場合の金額についてお伺いいたします。

議長 細井町長。

町長 ただいま議員さんからご発言ございましたけれども、西和賀町、どこにもない四季を標榜する町でございます。この9月定例会の時期において、町の特産であるリンドウを主体とした花卉のフラワーアレンジメントが議場に飾られたことは大変素晴らしいことであったと思います。新聞でも写真つきで報道されておりますし、また今後広報等でも情報提供されると思いますので、町民の皆様方にはぜひそれを見ていただきたいなというふうに思っているところでございます。ご提言、大変ありがとうございます。

中山間直接支払制度等の取り組みについては、担当している課長のほうから答弁申し上げます。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 それでは、私のほうから答弁させていただきます。

中山間地域等直接支払制度は、平成12年度から始まった制度で、農業生産条件の不利な中山間地域等において交付されるものでございます。集落等を単位に、農用地を維持管理していくた

めの取り決めに締結して、それに従って農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて交付金を支払う仕組みとなっております。

交付金の単価は、農用地の傾斜によって額が定められ、それに基づいて算定が行われることとなっております。町内における対象農用地は1,165ヘクタールとなっており、この数字は30年度実績でございます。全体の水田面積の約73%をカバーしておりますが、農用地の傾斜が基準を満たさないため、対象農用地に該当しないところが約316ヘクタール存在します。30年度実績で申し上げますと、対象農用地は先ほど申し上げた面積、1,165ヘクタールとなります。それから、集落協定あるいは個別協定合わせて47組合あります。交付金の金額は47組合合計しますと9,466万9,236円、この数字につきましては農政座談会の資料に載っております。

あともう一つ、対象とならない面積を計算すればどれくらいになるかという質問もあつたと思います。316ヘクタールが取り組みの対象外となっておりますので、それに傾斜度100分の1で単純に計算した場合、10アール8,000円ですので、それを掛け算しますと2,528万円という数字と算定されます。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 今説明がありましたように、中山間地域等直接支払制度というのは、農業生産条件の不利な中山間地域に交付される金額です。西和賀町は、県内でも中山間地域というのは誰が見ても認識されているところだと思いますけれども、300ヘクタール、なぜこの面積が未加入のままなのか。今説明がありましたように、この対象農地の条件に緩傾斜地ということで、100メートル当たり1メートル下がっているというような、それで対象にならないということだと思うのですが、町から渡されているパンフレットを見ますと、さまざま条件がそのほかにもあります。急傾斜地、緩傾斜地の次に、3番と

して小区画、不整形な田、4番目として高齢化率、耕作放棄率の高い集落のある農用地とあります。このような今言いました小区画、高齢化率が高いというようなことで、西和賀町の対象面積がふえるというようなことはないのでしょうか、お伺いたします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 今のお話の中でもう一つ、①から④まで今お話しされて、4つの対象農用地、要件をお話しされたかと思えます。その4つの中で、基準に準じて都道府県知事が定める基準に該当する農用地ということで、知事が認めれば特認になるというようなことを⑥として書いております。知事が認めるということは、まず特認基準というふうに捉えていただければと思います。

都道府県知事が定める特認基準について若干説明したいと思います。この制度で特認基準を満たすためには、傾斜地等と同等の農業生産条件の不利があり、他の農用地に比べ耕作放棄率が高いこと、それらを示すデータを取りまとめる必要があります。それを中立的な第三者機関等で審査を受けて、それが認められれば特認基準を受けられるということになってございます。

本町において、その対象農用地とそれから外れた農用地との間で、農業生産条件に著しく格差があるというところは認められないというふうに思っております。

参考までに申し上げますと、全国的なお話ですが、特認要件が認められている事例は、主に離島、離れたところでの生産が、対象農用地が大半を占めているようです。理由としましては、農産物等の輸送コストが著しく高額になるということで、客観的に見ても証明できるからということで、離島がほとんど大半を占めているということで、県内の状況を見ますと今のような例でこの特認事項を満たしている市町村はないというふうに伺っております。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 なかなかこの条件に満たない、今課長が答えたのですけれども、私も⑥番に都道府県知事が定める基準に該当する農用地ということで、要望できないのかという質問しようと思ったのですけれども。

今お答えあったのですけれども、厳しいという話だったのですけれども、私はなぜこの中山間地域直接支払制度をもっと未加入のところも認めてほしいという質問をしているかといいますと、今農地・水の交付金もあるのですけれども、それに比べてこの制度は前からあるのですけれども、非常に地域として使いやすい部分があります。

この制度の交付された金額は個人配分ということで、実際耕作されている方に配分される分と、共同取り組み活動分ということで、共同取り組み分についてはこのパンフレットにもあるのですけれども、交付金は協定参加者の話し合いにより、地域の実情に応じた幅広い用途に活用できますとあります。まさに西和賀町は、町全体が中山間地域だと思っております。先ほどいろいろ財政の話もあるのですけれども、町の財政が厳しくなる中、このような交付金を利用して地域活動にも利用できるのではないかと思います。

事例として、担当課はわかっているかもしれないのですけれども、私の住む弁天、七内地区でも全部指定されていません。半分は指定されていません。隣の蛭山地区はゼロです。誰が見ても、どこに違いがあるのだろうかというような感じがすると思います。

町として、いろいろ条件が厳しいというのはわかるのですけれども、県知事が特例として認めればということで、要望等は今まで行っていないのでしょうか、お伺いします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 中山間直接支払交付金についての要望は、ことし、それから昨年、平成30年、2

回県に対して要望を行っております。

その要望内容は、昨年、平成30年度については、全文はちょっと読み上げませんが、対象農用地の見直しということで、急傾斜20分の1以上、緩傾斜100分の1以上という条件になっておりますけれども、耕作放棄地の防止あるいは活力ある農村の維持のために、中山間直接支払制度の傾斜地の基準にとらわれない抜本的な制度の見直しを国へ要請していただきたいという内容で、平成30年8月8日に県のほうに要望しております。

今年度に入りまして7月30日には、これも全文読み上げませんが、農業者が安心して営農を継続することを可能にするため、現行制度の枠組みを堅持するとともに、必要な予算を確保するよう国へ要請していただきますよう要望します。この7月30日の時点では、ことが第4期の最終年でございますので、第5期はまずは制度の維持、堅持していただきたいということで、それに伴う必要な予算を確保するよう国へ要請していただくよう県に要望したところでございます。

議長 高橋宏君。

8番 すると、2回ということなのでしょうか。これは文書なのか、実際にどなたかが行かれたのか。現在県のほうからどのような回答といたしますか、どのような状況なのかをお知らせ願います。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 要望書ということで、ペーパーです。中山間だけではなくて、いろんな道路関係、県道、国道等の要望書を1冊にまとめまして、紙で出しております。7月30日には北上の合同庁舎で要望書の伝達式といたしますか、県に対して要望書を手渡したということでございます。

参考までにですけれども、それ以外に中山間等直接支払交付金事業に対して、岩手県の町村会で要望書を取りまとめ、全国の町村会のほうにも要望しております。それについても交付単

価の見直しとか、地域の取り組みに支障を来さないよう必要な財源を確保することというようなことで要望書を出しております。

さらには、農業委員会の大会が毎年秋に行われます。岩手県農業委員会大会で、農業委員あるいは最適化推進委員の集まる大会の中でも要望書として交付金単価の見直しなど、日本型直接支払制度の取り組み拡大に応じた予算を十分に確保するよう国に要望するという内容で要望しております。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 先ほどから申し上げているとおり、私きょう質問しているのは、この地域は、制度の趣旨として農業生産条件の不利な中山間地域だと、そこを支援する制度だと、そういう制度を活用すべきだということと、町の財政も厳しい中、非常に使いやすい制度であるので、何とか町として率先してこの制度の拡充といたしますか、条件見直しして、交付金、対象面積をふやしてほしいという意味で質問しているのですけれども、紙での要望だけというような話だったのですけれども、直接要望を受け取る側としても紙での要望でどの程度インパクトとか、相手の要望の強さというものを感じているのかということ考えたときに、やはり直接会うとか、そういう手段もあるのではないかと思います。けれども、これからの要望として、そういう方向は考えていないのでしょうか。

議長 細井町長。

町長 ただいま議員さんからご指摘の事項については、西和賀町として知事に対する要望会を設置してやっているものでございます。したがって、道路関係から西和賀高校の問題から、こういう農業、中山間地の問題を含めて要望しているものですので、県に対しては最高次元の要望会を設置して伝達しているというふうに認識しております。

あとそれから、先ほど来あるように、特認事

項として県知事の判断というのがあるとしても、その活用が非常に難しいとなれば、制度そのものを根本から見直していただくという中央省庁に対する要望が非常に重要になってくるというふうに思っています。これにつきましては、県の町村会でも協議しながら、全国町村会で決議して中央省庁に対する要望会を実施しております。

議長 高橋宏君。

8番 趣旨は理解していただけたと思います。言われたように、県だけでなく国のほうも絡んでくる事業だと思いますけれども、何とでもこの制度の拡充をしていただきたいと思いますし、こういう制度を利用しないとなかなかこの地域では、町の財政が厳しい中、地域の活動にも支障を来している状況ですので、使えるものは使うというか、この趣旨に決して西和賀町は外れていない地域ですので、これからいろいろな場面で要望等していただきたいと思いますし、我々議会としても協力できる面があれば協力していかなければと思います。

それでは、次の質問に入ります。12月議会でもお聞きしたのですけれども、公民館の修繕についてです。12月議会でお聞きした際、町内に44の公民館があるということで、そのうちの8館が地区館であると、あとが分館という扱いになると思うのですけれども、その44館、いろいろ修繕に困っているということで、12月議会では28館から修繕等の要望が出ているということでした。

その後、ことし7月だと思うのですけれども、公民館長会議で、ことしは2館の修繕をするというような話がされたと聞いております。要望が多数ある中から、ことし2館が選ばれた、どういう条件で選ばれたのかということと、その他まだ修繕にいかない館についての方向性について伺いいたします。

議長 佐藤教育長。

教育長 公民館の修繕の方針、そして具体的な内

容についてというご質問でございました。今議員のおっしゃるとおり、各公民館から修繕の要望を集約し、そして7月に開催しました公民館長さんの会議において、その状況についてお話をさせていただきました。

まず、公民館長の会議でお話をさせていただいた内容についてですけれども、各公民館から提出いただきました修繕の見積額は、総額でおよそ2,400万円という額になります。これは、見積書を添付しての状態でこれです。それ以外に見積書が添付されていないのですけれどもということでの要望額を合わせますと、およそ3,000万円となるということ、まずそのことについても皆様方にお話をいたしました。しかしながら、公民館の修繕に係る今年度の当初予算はおよそ200万円であります。平成20年度にお示ししております公民館の修繕の方針ののっとりまして、これらの修繕箇所を全て修繕するにしても、多くの年月をお待ちいただくことになるということもお話をさせていただきました。また、その中で地区館と分館の位置づけについて館長からもご意見をいただいたりということで、公民館の必要性ですとか、地域づくりと関連しながら皆様と一緒に考えていきたいということのお話もさせていただいたところでございます。

その中で、今年度の修繕、今2館というところでございました。今年度の修繕箇所につきましては、地区公民館、こちらのほうが湯本地区公民館と耳取地区公民館の非常階段の修繕です。そして、分館のほうの公民館の修繕が高下公民館の屋根と両沢公民館の外壁ということになっております。昨年度皆様方からいただきました修繕につきまして、平成20年の修繕の方針、修繕の優先順位というものがございます。1つ目、現に直接的に影響を及ぼす、もう今々被害をこうむっていて、早く手を打たなければいけないというもの。そして、2つ目、ほかの公共事業に関連して修繕ができるもの、そこに便乗

してできるものと。3つ目、地域負担の申し出があったものというような優先順位がございます。その中で現に直接的な影響があるという館、こちらにつきまして修繕の要望を出していただいた昨年度の段階で、生涯学習課長と担当者のほうでほぼ全館現場を見て歩きまして確認をさせていただいた中で、第一優先に当たるものが8館ありました。そのうちに見積書があるのは7館ということで、まず見積書がある館のほうを優先して考えておりますし、その中で予算の範囲内、要するに200万円の中でできることというようなところで、高下の屋根の修繕ということを決めたところでございます。

なお、両沢につきましては、地域のほうで総額のうち100万地域負担をしますという申し出がありましたので、そちらのほうは繰り上がって行くというような形で取り組んでおりました。

なお、修繕の要望をいただいておりますほかの館につきましては、年次計画を作成するなど早急に対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 今2館ではなく4館、さまざまな修理ということでしたのですけれども、条件については確かに12月にも5つあるということでお聞きしました。ことし全館を回って歩いたということですので、それでは来年は、予算もあるのでしょうけれども、次に行く予定のところはどこであるというような方向性については課内で把握しているのか、また公民館長さんたちに、予算のこともありますけれども、次に修繕に入る可能性があるところはここですとか、ある程度の段階といいますか、緊急性があるところはAブロック、Bブロック、Cブロックと、どのような分け方にするのかあれですけれども、緊急性があるところ、もうちょっと待ってもらおうところ、今すぐ手をつけなくてもいいところみたいな、そういう段階分けみたいなのを示し

たほうがいいのではないかというふうに12月議会でも聞いたのですけれども、その点については今どのような形で、課内で把握しているのか、それとも公民館長さんたちにも伝えたのかをお伺いいたします。

議長 佐藤教育長。

教育長 昨年度修繕の要望をいただいて、昨年度の課長、担当のほうで現場を見て回ってということで、取りまとめの一覧表、そして現状把握についての所見、先ほどの優先順位、そういったものを課のほうでは把握しております。

その中で今年度の館をとということで、今お話をしたところですが、ほかの館につきましての順番といいますか、今年度以降どうしていくかということについては、まだ皆様方にはお示しをしておりません。そのことについてはまだ課の中で検討しているという段階で、年次計画を考えていかなければいけないというふうに思っているところでございます。

議長 高橋宏君。

8番 12月議会でお聞きしたときに同じような質問をして、答弁は町長だったのですけれども、取捨選択しながら……ちょっと省きますけれども、1年等の期限を切って、今後の方向性、タイムスケジュールを含めたもので打ち出して協議を進めていかなければというふうに答弁されました。12月ですから、まだ期日はあるということなのですけれども、私たちの地域でも公民館修繕の見積もりを出したと思います。我々の地域でもいろいろ話し合いしたのですけれども、先ほど両沢地区では100万円地域でお金をためているからという話があったのですけれども、うちの地域の話なのですけれども、三十数戸あります。お年寄りだけの世帯もあります。そういうところから公民館修繕のお金を出してくれというのはなかなか言えないです。確かに地域でお金をためたほうが修繕を早くできるというのは、さっき言った条件の中に入っているということはわかるのですけれども、では何年待て

ばいいのかということがないと、なかなか地域でも取り組みと申しますか、ある程度の目安がないと、タイムスケジュールがないと地域に帰って対策も立てづらい状況です。多分この議会が終わると来年度の予算要求とかになってくると思うのですけれども、そういう予算要求する場合でもある程度どの館、どの館を直すというような目安を持ちながらやっていくと思うのですけれども、そういうタイムスケジュールを地域に示していただかないと、なかなか厳しいという意見が出ました。

また、人口減少の中で5年先、10年先、本当に公民館を維持できるのであろうかという地域もあると思います。我々の話の中で、ちょっと極端な話なのですけれども、町でも財政が厳しくて直してくれないのだったら、町にお返ししよう。人口が少ない地域であれば、うちの地域は30軒あるのですけれども、例えば10戸以下の地域であれば順番を決めて、そのうちに集まって、運営費を町からもらうというような、極端な話ですけれども、そういうことも考えていかなければいけないと思います。そういうのも含めた中で町からタイムスケジュールを示していただかないと、なかなか地域としての取り組みができないのですけれども、その点についてお伺いいたします。

議長 佐藤教育長。

教育長 おっしゃるとおり、見通しがないと困るというのはすごくわかる話だなというふうに思っております。その点につきましては、ご迷惑をおかけしているなというところは感じているところでございます。

公民館長会議、年度初めちょっとおくれて7月に行ったわけなのですけれども、その公民館長会議は年度初め、年度終わりではなくて、やはり皆様方と一緒に考えていきたい。今維持できるかどうかというお話もありました。公民館の必要性ですとか、地区館があつて、地区館の分館だということになっているのですけれど

も、その位置づけが不明瞭であつたりとか、そういったことも出てきておりますので、そういった地域の拠点、公民館のありようについて継続的に協議をしていくと、その中でタイムスケジュール、今後の見通し、町の方針というのをお示しできればなというふうに考えます。

議長 高橋宏君。

8番 今教育長から公民館の位置づけというような話がありました。私もそのほうに今質問を変えていきたいと思っているのですけれども、その前に1つ、先ほど昨年度担当で全館を回ったというような話がありました。5つの基準がある以上、やはり待っていただくところにはある程度の基準を示してもらわないと、待っていただけないと思います。

その中で担当者が回って歩いたという話があつたのですけれども、多分この見積もりは町内の工務店さんからとつたのがほとんどだと思いますし、実際修理する際は町内の工務店さんが請け負うものだろうと思いますし、そうであるべきだと思います。そういうことから考えますと、公共施設のような劣化調査で何千万円もかけるのではなく、町内の建築の業者さんから1人か2人、担当者と一緒についてもらって、プロの目で、ここを早くやるべきだ、ここだったらもうちょっと待ってもらおうというような、そういう意見を添えたほうがやはり待っていただくほうにも、役場職員だけで見て歩いたのだという話ではなくて、そういう専門家、専門業者も見ていただいた中で、今は長寿命化ということで、ある程度の簡易補修でもできるよというのであればそういう手段もあるでしょうし、ぜひそういう点も来年度から考えていただきたいと思います。

先ほど言いましたように、そもそも公民館の位置づけという話がよくあるのですけれども、公民館という形で残すのか、それとも実質今集会所ではないかというような話もあります。教育長も周りに話することもあるのですけれど

も、町民からすれば公民館であろうが集会所であろうが、維持してもらえばそんな大きな違いはないのですけれども、公民館を例えば集会所というような位置づけにした場合、どのようなメリット、デメリットと申しますか、例えばある公民館長さんから聞いたときには、どうせなら集会所にしてもらったほうが楽だと、公民館という名前をつけられると社会教育などに取り組まなければいけないので、維持してくれるのならそれなしの集会所ならそれでもいいというような話もあったのですけれども、一方で小学校とかそういう公共施設が減ると交付金にも影響が出るのではないかと申すような話もあるので、私はその辺詳しくわかりませんので、公民館を集会所というような位置づけにしていく中で、どのような問題点というか、メリットがあるのかということをお伺いいたします。

議長 佐藤教育長。

教育長 公民館の位置づけについてのご質問でございました。公民館につきましては、館長の皆様方にも一緒に考えていきたいと思いますということで、今までは伝達の会のところに勉強会、公民館とは何ぞやとか、どういうことを地域の中でやっていこうかというようなこととお話をしてきたところでございました。

確認でございます。公民館は社会教育法において、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進等を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とするための施設であるというふうに法律の中では定めておまして、その上で社会教育事業を公民館ごとに自分たちで、生涯学習課がやっているような教養講座みたいなものをそれぞれの館でやりましょうというようなことを言ってきたわけです。当然それに対して常勤職員がいない、館長さん、お願いしますと言っても困るわけですので、なかなかそういった部分は進まない。ですので、その

地域の人材を育成しようということ、生涯学習リーダー養成講座、ちょっと名前はかたいのですけれども、館長さんの次世代育成、若手育成をしていきたいと思いますということも投げかけたり、それから地域の課題を解決するためのワークショップや学習会をやりましょうと、その際は公民館に出向きますよというようなことをやってきたところでございました。

実際のところ、今の議員さんのお話のとおり、多くの公民館は社会教育事業を行うというよりも、地域の行事や地域の寄り合い、もしくは行政主催の座談会という活用が多く、その利用実態からいっただらば社会教育施設ではなくて、地域の集会施設と言っているところのほうが多いのかなというふうに感じております。先ほどお話ししたとおり、その中でも分館と地区館があるということも、地域の中で地区館と分館があるということの意識づけもなく、それぞれ地域の集会施設だというような認識なのではないかなというふうに思います。これらの現状を踏まえまして、その地域にとって望ましい施設のあり方、これを皆様と一緒に考えていきたいと思っております。

今お話しのとおり、条例で公民館は位置づけられておりますので、条例を改正することも必要であれば取り組み、そして現在の社会教育施設から、公民館から地域の集会所である何々会館、何々センター、集落センターとすることも視野に入れながら、より地域が活性化されるような施設利用がされるのであれば、そういった拠点づくりを考えていくというのが必要なのかなと思います。

その中で心配されることということでお話がありました。公民館を公民館でなくするということよっての交付金、地方交付税の算定基準については、公民館数はないということですので、看板が公民館から何々センターもしくは何々会館と変わったとして、社会教育事業をしないで地域の集会施設になっても、そういった部

分でのデメリットといますか、そういったものはなくなるというところでございます。

逆にメリットというところですが、既に条例を廃止して公民館をやめている市町村が岩手県内にはございます。ちょっとそちらのほうに情報を聞き取りしたところでございますけれども、地域づくりの拠点としたことによってさまざまな活動に利用されて、地域の活動が活発になったと感じているというメリットをお話ししていただきました。地域の協議会で活用のあり方を自分たちで協議して運営することによって、さまざまな活用が展開されているのかなというふうに思います。

逆にデメリットについてということについては、その地域の中から特に話題になっていることはないというようなお話を近隣の市町村からはいただいております。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 今のお話を聞いておりますと、公民館から集会所に変えても何ら問題がないように聞こえたのですが、役場的には担当課が当然かわるというようなことで、内部的にはいろいろ影響が出るのではないかなと思うのですが、町としてはこういう状況を受けて、やはり公民館から実質利用の集会所というふうに変更していくような考えを持っているのでしょうか、町長にお伺いいたします。

議長 細井町長。

町長 公民館から集会所等、地域の活動を担う、支える拠点としての位置づけであろうと思います。おっしゃるとおり、集会所と公民館では担当課はかわると思いますが、重要なところは地域住民にとってそれがどうなのかということですので、そこを重点的に検討しなければいけないというふうに考えています。

先ほど議員さんから提案ありましたように、小さい集落では個人のうちを借りて、その運営費を補助していくというような形が非常に合理

的だというふうに私も考えていましたので、その辺を地域にご提案申し上げて、その反応をいただき、そのほうが合理的だということについてはそういう方向で実現できるような協議をできればというふうに考えております。

それから、限られた財源で大変住民の皆さんにご迷惑かけてはおりますけれども、限界はあるのですが、できるだけ財源を確保しながら、できるだけ見通しの先々を何とかできるところまでは示す努力はしたいなというふうに考えております。

議長 高橋宏君。

8番 私、きょう2点質問した、やっぱり財源という部分では、先ほど言いました中山間というものこういうのに使われるのではないかなという思いもあってお聞きしましたし、先ほど先輩議員が聞いた中で、自治活動費のような話もありました、いろんなことに使える、地域の除雪にも使えるとか。これからいろいろ地域活動で困ったことが出てくると思います。その拠点となるのがこの公民館というか、集会所になると思いますので、何とか拠点づくりについて、地域の不安を解消していただけるよう、タイムスケジュールについては再度申し上げますけれども、何とか地域の方、公民館長さんに早くお示ししていただきたいですし、いろんな手段を使いながらこの公民館、そして自治活動をサポートしていただきたいと思います。

これで私の質問は終わります。ありがとうございました。

議長 以上で高橋宏君の一般質問を終結いたします。

ここで午後1時まで休憩をいたします。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

議長 休憩を解き、会議を再開します。

次に、登壇順7番、早川久衛君の質問を許します。

早川久衛君。

9番 ご苦労さまです。一般質問は後半になって、いろいろお疲れのことと思いますけれども、もうちょっと、湯田牛乳公社の事業内容について若干お聞きをしたいと、こう思っておりますので、よろしくお願ひします。

まず最初に、一般質問で通告しておりました湯田牛乳公社の現状と計画について、現時点でどの程度進んでいるかちょっとわかりませんので、来年と再来年の工事の進捗状況をお聞かせ願ひします。

議長 細井町長。

町長 ただいま議員さんのほうから湯田牛乳公社の現状及び今後の計画についてということで、担当しております農業振興課、担当課長のほうから説明申し上げます。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 新工場建設計画と進捗状況について、私のほうから答弁させていただきます。

牛乳公社新工場建設計画と進捗状況についてお答えします。新工場の建設に当たっては、国庫補助金、岩手県強い農業づくり交付金事業の採択を受けて、令和元年度から令和2年度の2カ年計画でプレミアム湯田ヨーグルト、ギリシヤヨーグルトといったヨーグルト工場の建設をしようとするものです。

今年度は、建設予定地の路盤破壊工及び整地工を降雪前に行い、年度内に実施設計を行います。

建屋建設工事、機械設備設置工事は、令和2年度に着手し、年度内完成を目指して計画を進めているところであります。

議長 早川久衛君。

9番 補助の内容、ちょっと県の事業ということですが、畜産クラスター事業の総額と補助率をお聞かせください。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 事業名につきましては、先ほど申し上げました岩手県強い農業づくり交付金事業であります。総事業費は20億907万3,000円とな

っております。補助率につきましては3分の1以内ということで、補助対象外が含まれるものがございますので、3分の1というきちっとした数字にはならないものとなっております。

以上です。

議長 早川久衛君。

9番 わかりました。20億の3分の1といえば、細かい数字は別にしても13億ぐらいは牛乳公社で持たなければならないということで、この計画には町の債務負担行為あるいは起債などの予定は役員会で話されているかというのが1点目。

それから次に、膨大なお金ですから、役員会でもう一点、返済計画なども話されているかというのが2点目。

3点目に、大変大きな金額ですから、5年、10年、15年と返済計画かかるわけですが、その辺の内容まで話されているかというのが3点目。

それから、1次産業の酪農と湯田牛乳公社との連携、その対策を話されているか。いずれも役員会でです。そういうことをお聞かせください。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 最初の質問にお答えします。

債務負担行為はあるかということですが、補助金と牛乳公社の借入金によるものでございます。

2つ目の返済計画についてでございますが、返済計画については数社の金融機関から融資を受けまして、10年から12年で返済するという計画になっております。

その返済計画について役員会で内容等を議論したかということですが、これにつきましては当然ながら湯田牛乳公社の取締役の中で議論しまして、心配されたところです。その際に、資金調達と返済計画というものが事業計画にもつております。それらを取締役の皆さんにお示しして、これでいけるよという返済シミュレーション等の資料に基づいて議論したと

ころでございます。

あとは、第1産業と牛乳公社の役員会での連携、そういったことをしているかというようなことの質問ですが、酪農家と牛乳公社、いわゆる牛乳公社が酪農振興に入り込むというような議論といたしますか、牛乳公社でも酪農構想というものを持ってございます。それにつきましては、まだ取締役会の中でも議論をしている最中で、方向性、これをやるという具体的な酪農振興対策をまだ定めているところではないのですが、牛乳公社が酪農振興をしていきたいというところまでの議論は今されているところです。

以上です。

議長 早川久衛君。

9番 わかりました。そうなれば、議論の途中であるということでありまして、まだ9月ですから、12月議会までには何らかの形で議会にこの内容の報告をできますか。

議長 細井町長。

町長 ただいま担当課長のほうから申し上げましたように議論中ということで、それも今事業に着手したわけですから、いつまでもずるずるとやっていくというわけにはいかないと思いますので、行政、公社、そして酪農家自体の考え方を取りまとめて、ある程度の方向性をつくりたいというふうに思っています。

12月議会までに全てが決着ということではないと思いますけれども、その時点でどういう方向性になっていくかというような情報提供はしたいと思っています。

議長 早川久衛君。

9番 かなり巨額な投資ですから、ちょっと心配な面もあって今確認をしました。

次に、現状の酪農家の抱えている問題点などをお聞きしたいと思います。非常に働き手が、労力がなくて一番大変だということを末端では言っておりますけれども、何しろ西和賀の湯田牛乳公社に対する供給量、全体の13.5%と承っております、非常に少ない中で巨額な投資を

するというのは大変なことだろうと思っておりますけれども、その辺はどう思っているのか、一つお願いをします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 現状の酪農家が抱えている問題は何かということについてお答えします。

まず大きくは、高齢化に伴い酪農家の戸数、飼養頭数が減少しております。その結果、生乳生産量が減少していることが課題と捉えております。

個々の酪農家が抱えている課題として、1つ目として既存の牛舎をフル活用した飼養がまずなされていないこと、2つ目として現在行われているTMRは個人でやっているという個別完結型の生産となっており、共同利用に向けた生産体制を構築することと考えております。

議長 早川久衛君。

9番 それで、この話の中で酪農家は今4軒ですか、その中で最近廃止をして和牛繁殖に切りかえたという酪農家が2軒ほどあるようですねけれども、それはどんなことでこうなっているのか、お聞かせください。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 初めに、参考までということで、ちょっとお話しさせていただきたいと思います。

酪農を廃止して和牛繁殖に切りかえた理由ということで、和牛繁殖のお話をちょっとさせていただきます。平成30年度の和牛子牛価格は、前年度に引き続き高値で推移しておりました。しかしながら、昨年10月ごろから価格の下落傾向が見られました。それでも、西和賀町においては、1頭当たりの平均単価というものが高水準で推移しております。

早速質問にお答えするわけなのですが、昨年度中に酪農と和牛繁殖の複合経営を行っていた2戸の農家が切りかえたということで、2戸の酪農家のうち、酪農を廃止して規模拡大による繁殖和牛を目指すというのが1戸、もう1戸の農家につきましては、労働力不足、いわゆる和

牛繁殖と酪農を両方やっていたものが、ちょっと労働力不足ということで酪農を廃止したというふうに伺っております。

議長 早川久衛君。

9番 先ほど課長のほうから、TMRの話がちらっとありました。現段階での進捗状況、これもお聞かせください。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 TMRは、今現在は1戸の農家で個別でやっているのが現状です。今2戸の農家がある方と共同利用するという方向で、3戸が一緒になってTMRに取り組むという方向で動いているところです。

具体的には、この後、一般質問が終わった後、9月補正予算にもTMRの事業に対しての、それに伴う予算を上げさせていただいております。まずは、その3戸の農家がTMRをつくる場所、それがなかなか今の酪農家では手狭だということで、貝沢の堆肥センターの乾燥棟の一部を使わせるということで、それに対しての電気、水道等の設備を整えてあげるというのが今の現状でございます。

議長 早川久衛君。

9番 わかりました。

それで、この下段に行きます。西和賀町の第1次産業と酪農家の育成についてをうたっておりますけれども、その中で西和賀地域の第1次産業と湯田牛乳公社の連携をどう考えているか、その対策はということで、まずこれからお願いします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 第1次産業の酪農と湯田牛乳公社との連携、その対策はということについてお答えします。

先ほどの質問において、町内の酪農家は現在5戸となっていることと、また湯田牛乳公社に対する生乳生産量のシェアは13.5%となっていることをお答えしました。

小規模ながらも5戸の酪農家は、原乳を湯田

牛乳公社に供給しており、重要な役割を果たしています。町として酪農振興を図ることは、この関係を強化することに直結するものであり、TMRの共同利用推進を初めとして、生乳生産拡大に向けた施策を展開してまいりたいと考えております。

湯田牛乳公社も酪農家支援の対策を打ち出しておりますので、牛乳公社と協力しながら施策を展開してまいりたいというふうにも考えております。

議長 早川久衛君。

9番 わかりました。

それで、2番目には、酪農家の高齢化対策と後継者がどうなっているかということで、かなり深刻な状況ですけれども、30代の方も後継者で入ってきているようですけれども、その点担当課としてはどういうふうに考えているかお願いします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 高齢化対策と後継者対策についてお答えします。

中部農業改良普及センター、町、JA、湯田牛乳公社、山の幸で組織する畜産振興グループ会議がございます。これを毎月開催するとともに、酪農家を対象とした繁殖巡回というものを実施しながら、高齢化対策と後継者対策についても具体的に検討を重ねております。

参考までになのですが、現在の酪農家5戸の経営者のうち、後継者とともに経営をしている酪農家は2戸となっております。

取り組みの成果は徐々に上がってきておりますが、まだまだ十分であるとは言えないと考えております。今後も関係機関と連携しながら、後継者確保対策に向けた取り組みを強化してまいりたいと考えております。

議長 早川久衛君。

9番 それで、ことしの春のことでしたけれども、酪農振興と山の幸、今出ましたけれども、ことしの春はデントコーン作付のための堆肥が

1週間ぐらいおくれたと、非常にびっくりした状況ですけれども、山の幸の西和賀の第1次産業との関係、非常に土台、一番大事な部署ではないかなと、こう思いますけれども、その点をどう考えているかお伺いします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 ちょっと確認をさせていただきます。酪農振興と山の幸王国とのかかわりということによろしいでしょうか。

(はいの声)

農業振興課長 冒頭にもお答えしたと思いますが、TMRの関係です。良質な牧草とデントコーンを用いたTMRの共同利用を進めていきたいというお話をしました。

TMRの共同利用、その作業を山の幸王国に請け負う形にしたいなというふうに今考えているところでございます。

議長 早川久衛君。

9番 それでは、後段の3番目、西和賀地域に湯田牛乳公社としてどういうふうな貢献ができるのかということ、まとめてお願いします。

議長 細井町長。

町長 湯田牛乳公社は、昨年度売上高22億9,000万円、経常利益5,000万円、従業員66名の本町最大級の企業であり、本町の経済にとってなくてはならない企業となっております。

消費者の牛乳離れや大手乳業メーカーとの価格競争の激化により経営が悪化していましたが、数年前から経営改善に取り組み、牛乳からヨーグルトへの転換が進み、平成27年度から4期連続の黒字決算を達成しました。

また、新工場建設により不足する処理能力を満たし、かつ衛生環境や作業性の効率を図り、HACCPや国際基準に準拠した施設整備を進めるとともに、酪農家の生乳生産量の増加による所得の増加につなげてまいりたいと考えております。

さらには、若者の社員が結婚して子育てしていける所得と雇用を創出していくということ

を目指しているところでございます。

この実現のためには、若手の後継者を育成していかなければならないという大きな課題があります。牛乳公社は、その面においても会社の販売のみならず、1次産業としての酪農振興に対しても直接支援していこうという会社の理念を打ち立てているところであります。

西和賀の豊富な飼料資源を有効活用したもうかる酪農を実現するための法人化というものを構想に掲げておまして、これは今後取締役会議、また行政の担当課との意見交換、相談も必要といたしますけれども、その辺を目標にして、若い人たちが酪農の担い手として、町内に集まってこれるような組織を応援していこうという理念を持っております。

今回の新工場建設によって生乳の使用量も増加するわけですので、酪農の担い手を増加する、それに対する飼料の生産増、そこに対して山の幸が飼料生産の支援を重点的にしていくというような展開の中で、牛乳公社が積極的に酪農家を支援し、行政としてはそれに対して立場上の制度の有効活用等も提供しながら新体制をつくりたいということで、今後協議を重ねて、西和賀町の酪農を強力に推し進めていこうという目標に向かって進んでいきたいと考えております。

議長 早川久衛君。

9番 非常に有望な、すばらしい計画のもとに進んでいるようでして、期待をするものであります。

それで、最終的には3点申し上げたいと思います。

第1点目、きのう実は監査委員のほうから、町内4社の第三セクターで、2社が債務超過だと発言がありました。今後この4社の第三セクターを、どういうふうに持っていくかというのが1点目。

それから、第2点目、実は今20億も投資するわけなのですが、北海道では約5,400戸の酪農家があって、酪農家のバブルだと言われ

ている中で、果たして湯田牛乳公社はこういうふうな大きな北海道の酪農家に影響がないのかというのが2点目。

それから、3点目、先ほど課長は返済を10年から12年と話されましたけれども、最終的には幾ら借金借り入れするかわかりませんが、仮に10億借りて1年に1億ずつ返済するということは、利益を2億ぐらい上げないと当然そこではショートするわけなのですが、その辺の見通しがあるのかという、以上3点についてお願いします。

議長 細井町長。

町長 ただいまの質問の中に第三セクター、牛乳公社以外の部分についても2社ほど債務超過、これをどうするのかという質問でございました。これに対しては、それぞれの会社で、役員会等で対策を講ずる、あるいはいろいろ財務、経営内容の、経営に対する専門家の知識もおかりしながら対策を検討しているところでございます。

1社については、自助努力で債務超過を克服できるというような状況にもございます。もう一社については、根本的にどうするかということをもっと深掘りした検討が必要ということで位置づけておりますので、今後さらにもう少し検討していかなければならないというふうに感じているところでございます。

それから、2点目の北海道の酪農に対して、こちらのほうの湯田牛乳公社で大丈夫かということでございました。これは、乳製品会社として、北海道と同じようなレベルの商品の生産体制ということではなくて、非常に特徴のある生産、いわゆる栄養価の高い生乳、低温殺菌ということで、風味の豊かなすばらしい味を評価していただけるということで差別化を図るということで、何とか生き残るということを考えての今回の着手でございます。言われるところによると、本州の酪農は本当に壊滅状態に追い込まれるのではないかとということで、やはり差別化が必要ということで、大手とは違った産直牛乳

の、地域で生乳を生産して最終商品にして全国に出荷するという、言ってみればこの西和賀町の最大級の6次産業の見本ということでございますけれども、これを実現して、商品の差別化によって生き残りを図らなければいけないと、そういう危機感のもとに事業を進めているところでございます。

それから、返済計画、大変大きな借金をしての事業展開となりますので、厳しい状況の中で事業展開するということには変わりがないというふうに思います。

現在の扱い量から、生乳使用量で50%近い増量を事業計画に織り込んでおりますので、したがって酪農の生産体制を拡充するということが喫緊の課題というふうに、そこに力を入れていかなければならないというふうに認識しているところでございます。

議長 早川久衛君。

9番 わかりました。しかしながら、かなり心配な面はあります。今の現状から、今三十何億の年商ですか、それから50%と、五、六十億を目指しているかもしれませんが、はっきり言って今は非常に融資は借りやすい時期ではないかと思えますけれども、しかしいかに返済になれば、借るのは1日あれば借りられるのだけれども、返済は5年も10年もかかるわけですから、非常に厳しいと思えますので、十二分に役員会では議論をしながら、慎重にこの計画を持っていただきたいということ、最後には議会にも詳細にわたって説明をお願いしたいということをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長 以上で早川久衛君の一般質問を終結いたします。

ここで1時40分まで休憩いたします。

午後 1時30分 休 憩

午後 1時40分 再 開

議長 休憩を解き、会議を再開します。

次に、登壇順8番、深澤重勝君の質問を許します。

深澤重勝君。

7番 皆さん、こんにちは。深澤重勝です。一般質問の8人の最終バッターということで、お疲れのことと思いますが、よろしく願います。

あわせてまた、レベルが低いと言われるかもしれませんが、素朴な疑問をお聞きしますので、最後までよろしく願いいたします。

早速質問に入ります。通告しておりますとおり、1番目はまちなか交流館のテラス1、2の使用料についてであります。6月定例会において、消費税率の引き上げに伴う利用料、使用料がほぼ全施設において引き上げになることについての条例改正がなされました。

議案第16号のまちなか交流館のテラス1、2が無料のまま改正の部分に入っておりませんでした。ほかの施設の料金改定や利用料の基本的な考え方が再三にわたって示された答弁内容からして、まちなか交流館1と2についても利用形態を明確にして料金設定をすべく条例改正の必要があると思いますが、考え方を伺います。

議長 細井町長。

町長 ただいま議員さんから、まちなか交流館の使用料等についての質問でありますので、担当課長のほうから答弁申し上げます。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、ただいまの質問についてお答えいたします。

西和賀町まちなか交流館のテラス1、2の使用料につきましては、さきの6月議会において営利目的で使用する場合の料金について消費税率増税に伴う料金の改定を行ったところです。営利を目的としない場合は無料としております。これは、テラスにつきましては土間空間として土足で入っていただくことが可能であり、光と風が入る開放的な空間として、室内というよりは屋根のある屋外という位置づけとし、町民同

士はもちろん、訪れた方々との交流による関係人口の拡大にも寄与する施設と考えております。

使用時間午前9時から午後9時までの間に、誰もが好きなときに好きな時間、自由に訪れる交流の場として開放していることから、使用料の設定を考えていないものです。

以上です。

議長 深澤重勝君。

7番 意図するところはわかりましたけれども、冒頭に申し上げましたように、利用料の基本的な考え方、これは利用形態、目的にかかわらず、町の施設というのはそれぞれの経費部分を賄って、それを利用する者から利用者負担をしていただくというのが町の料金の基本的な考え方ということ再三にわたって示されたわけでありますから、私はそれに基づいて聞いておるのであります。利用目的云々にかかわらず、町としてはそれ相応にかかった経費を利用者に負担していただくという基本的な考え方を、3月議会では企画課長が刈田議員の一般質問で答えておりますし、ご案内のとおり志賀来のクロスカントリースキー場に関しても、あるいはスノーモービルに関しても、再三にわたってそれらを言われてきておったわけでありますから、利用形態にかかわらず、かかった経費分の全とは言いえないまでも利用者に負担してもらうというのが町の基本的な考え方だということ、繰り返しますけれども、再三にわたって示されたその経緯から言っているわけでありますから、それを踏まえての答弁をもう一度願います。

議長 細井町長。

町長 施設には、それぞれの設置目的があると思います。いろいろ施設によって、貸し館等で対価をいただくというのが施設の大半であります。ここの交流館につきましては、地方創生の目的に沿って交流人口、関係人口を拡大して町に活性化をもたらす、町内に経済効果をもたらすということで、人が集まる空間にするということ、それを大きな目的として設置したものでござい

ます。その意味においても、ここについては建設上の形態もありますけれども、料金を気にすることなく人が集まってきて、いろんな活用の仕方に供せる施設ということで、料金は徴収しないということにしているものでございます。

議長 深澤重勝君。

7番 どこまでも頑張るつもりはありませんけれども、これを建てる時にも同僚議員からありました。特に湯本地区は、町長も副町長も国会議員も湯本地区であるから、やる時は必要以上に丁寧に説明しなければならないという言い方も出た経緯がありますけれども、私は本来的にこういうものは料金は取るべきではないという基本的な考え方を持っておりますから、特にクロスカントリースキー場、ああいう競技の形態からして、料金を取るのはなじまないだろうということを言ったのですけれども、そういうことではなくて、そういうものは料金設定の判断材料とは違うというような答弁をいただいた経緯もありますので、それらもろもろの目的というものは、その施設によってそれなりの立派な目的があるわけでありますから、それらを踏まえた上で言っていることでありますので、改めてもう一度お伺いして、あとこの件についてはやめますが。

議長 細井町長。

町長 いろいろな施設があるわけでございまして、その施設を活用することによって利用者がメリットを得るということに対して対価をいただくということも考え方の一つではないかと思えます。

議長 深澤重勝君。

7番 私は了解したわけではありませんけれども、この件については終わりますけれども。

それでは、ちなみにまちなか交流館全体の、今まで施設の建設から、あるいは専門家を依頼して設計やらいろんなことをやってきた経緯もあるわけですが、現在までの投下した金額、そしてまた年間の維持管理費はどのぐらい

になっているかお伺いします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

初期の投資的な部分ということですが、まず土地及び建物取得から、あとは交流館工事に係る設計監理までも含めまして、あとは床張り工事ですとか、雪囲い工事、のり面の工事、全てで9,500万円ほどかかっております。

あと維持費の関係ですが、平成30年7月1日にオープンしまして、30年度、3月末までの分でいきますと、まず交流館の管理業務委託の分ですとか、除雪業務の委託、あとは関係する光熱水費など全て含めると332万円ほどとなっております。

以上です。

議長 深澤重勝君。

7番 わかりました。直接通告はしていませんけれども、関連で、いろいろ多岐にわたってまちなか交流館を利用されておるようでありませぬけれども、カタクリの里でもそれぞれ広報されておりますが、重立った利用の実態というものを教えていただきたいのですが。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 平成30年度のオープンからの分でいきますと、全体で2,804人の利用者となっております。

活用状況ですが、Eーカフェ、こちらは英語教室ですが、こちらが970人で、西和賀高校の課外授業390人、あとは自学学習ということで68人、あとは町民教養講座のほうで337人、あとは町の事業関係が624、民間で415人ということになっております。

最近の傾向といたしましては、マルシェというようなことで、ハンドメイドの作品を販売されるのか、あと一番よかったなと思っているのは、8月31日に「ゆるくホンネで語ろう にしわがの子育て。」というようなことで、子育てサークル的な部分が起こり得るような感じの催しが交流館を会場にして企画されたというのが

非常によかったと思っています。

以上です。

議長 深澤重勝君。

7番 この件については、それぞれ利用されているとは思いますが、町民の方々によく聞かれます。「あの施設に今まで幾らかかったのだろう」とか、「どんな使い方している」とか、あるいは「夜遅くまで電気がついているけれども、どうなのだ」というようなことをよく聞かれるものですから、こういう機会に町民の皆さんに聞いていただければというふうに思います。

町なかを再生するために約1億円近い投資をしてつくった施設でありますから、何とか湯本の町なかを再生して、にぎわいを取り戻せるように我々も願っておるところでありますから、それ相応の活用の仕方を考え、それらを全町に波及するような活動をしていただければということをお願い、この件については終わります。

次に、沢内バーデン、沢内小学校、湯田中学校、各施設の劣化調査の詳細についてであります。6月の補正予算段階でお聞きして、答弁を議事録でさまざま見ましたけれども、いまいち理解しがたい部分もありましたということで、通告しておりますとおり、確認の意味も含めて再質問の形ですが、以下についてお伺いします。

この沢内バーデン、あるいは小学校、中学校にもとりあえず共通することであろうというふうに思いますので、調査の目的、調査項目、調査方法、予算の算定根拠、劣化度の調査の基準的な方式はあるのかなのか、それらを含めてご答弁をお願いします。

議長 総務課長。

総務課長 ただいまの沢内バーデン、小学校、中学校の調査の詳細についての質問でありますけれども、全体的な関係がありますので、私のほうから公共施設の維持管理等に関する町の取り組み状況についてお答えいたします。

国からは、地方自治体が抱える各種公共施設等について、その多くが更新時期を迎える中、

保有施設を計画的に維持管理、更新、統廃合を行うことで、財政負担の軽減、平準化を図ることが重要であり、人口減少等に対応した適正な施設配置についても計画的に整理していくことが求められており、町では平成28年度に西和賀町公共施設等総合管理計画を策定したところがあります。

さらに、個別施設ごとに点検、診断によって得られた個別施設の状態や維持管理、更新等に係る対策の実施時期や優先順位を定める具体的な個別施設計画を令和2年度までに作成するよう国から求められております。

これを受け、町では保有する施設について、現状の把握、分析に基づき、今後の維持保全の方向性を検討するとともに、現地調査を踏まえた劣化診断、施設評価を行い、ライフサイクルコスト、保全優先度を勘案した施設ごとの長寿命化のための計画として、個別施設計画の策定に取り組んでいるところであります。

また、国においては公共施設等の集約化、複合化、老朽化対策を推進し、その適正配置を図るため、公共施設等適正管理推進事業債の拡充を図り、財政支援することとしておりますが、この地方債を活用するためには個別施設計画の策定が条件となっております。

以上が全体的な取り組み内容であります。

引き続き、劣化調査の目的等についてお答えします。調査目的は、個別施設計画を策定するに当たり施設の現状把握が重要であることから、既存の建物が今後どの程度の期間使用可能かを判断し、改修方法や改修時期等を検討するため、建物の劣化状況を把握することを目的としております。

調査項目は、基本としては建築物、機械、電気設備等を対象とし、1、建築物劣化状況調査、2、各種設備劣化状況調査、3、修繕、更新履歴調査、4、各種法定点検、保守点検調査、5、維持管理経費経年変化状況調査の5項目と考えております。

続いて、調査方法は、建設時の完成図書をもとに過去10年間程度の修繕、更新履歴を確認の上、現地において詳細な劣化状況の調査を行うものです。調査に当たっては、目視による確認が主なものとなっております。

予算算定根拠は、建物の構造、延べ床面積、設備設置数により異なりますが、劣化調査、状況分析、各調査報告書の作成にかかる日数に1日当たり人件費単価を掛け、それに諸経費、技術料経費を加え積算しているものです。

評価の基準的な方式としましては、評価項目を設定し、建築物については基礎、外壁、屋根の現状確認及び各部屋ごとに躯体、壁、天井、床、窓、サッシ、扉などの現状を確認の上、劣化状況を評価、電気機械設備等については、それぞれの設備ごとに現状を確認の上、劣化状況の評価を行うものです。

議長 学務課長。

学務課長 総務課長より答弁のありました調査項目、予算算定根拠等の内容について、小学校施設の調査においては、空き校舎である旧川尻小、越中畑小、左草小、下前小、沢内第一小、貝沢小の劣化調査と、仮に解体する場合の費用の算出も含めて調査をすることとしております。これは、空き校舎の今後の方向性を検討するため、そして仮に解体となった場合においても起債対応が可能であるようにと行っているものです。そのほかの内容についてはほかの施設と同様で、劣化調査及び個別施設計画の策定を実施しているところ です。

以上です。

議長 深澤重勝君。

7番 ご丁寧な答弁、ありがとうございました。

それで、バーデンについてはこれからやることでありますから、その後で結果についてはお聞きしますが、とりあえず先ほどありました予算の算定根拠、補正予算のときも、そのときに聞いて、あれっと思ったのですが、人数掛ける坪数というような単価ということであれ

なのですけれども、目視するのに、具体的にああいう大きな建物を坪数で目視するというのはどれぐらいの人数を想定しますか。ちょっと我々一般的には考えにくいわけで、進捗状況も聞こうと思っておいたら、この間の入札で、1月27日まででしたか、そういうことになって、まだまだこれからの調査であろうと思いますけれども、2,500平米のバーデン、あれを目視でやって、面積掛ける人数というのは、おおむねどのぐらいを想定しますか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 ただいまのご質問は、2,500平米の建物について、日数がどれぐらいになればどういふ金額でというような考え方としてはどうかというようなことなのだろうというふうに思います。

金額的には非常に高いというふうには私も思っているところではございますけれども……

(何事かの声)

観光商工課長 では、もうちょっと大きな声で。済みません、失礼しました。単価については、まず国交省の基準単価といったものがございまして、これは設計に係ることでもありますので、詳細についてはちょっとお答えしづらいところもあるのですが、設計業務の単価というのがございまして、これが種別に五、六種類に分かれております。例えば一番低い単価であっても3万円弱で、一番高い方になると6万と7万とかという単価もございまして。その中の例えば技師何人を使うとか、そういった金額の中で人件費の中の1日単価というのが決定しているわけで、さらに諸経費に関しては、これも国交省の単価がありまして、直接人件費に対して110%というのが示されています。要は簡単に言うと2.1倍になるということです、直接人件費の。さらに、技術料単価というのが、技術料の経費というのがございまして、これは直接人件費と、さらに先ほどお話しさせていただいた諸経費を含めた形に20%から15%、そういった金額をさらに上

乗せをするという金額です。

多分問題にされているところというのは、単価というよりは日数のお話、人工のことだと思います、歩掛かりのことといいましょうか。そういった中で、例えば温泉施設であれば、学校の施設などと比べて工事費、当初の工事に係る工事の内訳の金額というものがあまして、これが建築物であれば入浴施設の場合にはおおむね5割ぐらいが建築物で、設備関係は残り半分の5割というような状況です。小中学校に関しましては、通常、今回で見ますと大体85%程度が建物で、残り設備は15%程度ということで、要は建物の種別に応じて日数が変わってくるというふうに我々は見えております。そういった中で設計によって総額を決定させていただいた上で予定価格を決定し、さらに入札を行って今回の契約金額に至ったという状況でございます。

以上です。

議長 深澤重勝君。

7番 そうすると、今言われましたそれぞれの基準があって、それはそれであれですけれども、目視をして、建物の劣化の度合いというのはどういう感じで表示するのですか、どの程度劣化したというのは。新しいものが100%だったとすれば、完全に壊れれば100%劣化したということになるのですが、それらの表示は大体どういう感じで、どの程度劣化したというのはどういう表示になりますか、表現は。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 ちょっとバーデンのことに限らず、全体的なことだとは思いますが、まず躯体、RCといいましょうか、鉄筋コンクリートの建物でございますが、かなり面積の大きい建物ではございますけれども、完成したときの完成図書、図面であるとか、あとは最終的に材料承認を受けた材料をもとに、現地においてその劣化度を調査するということにはなりますが、経年劣化を通常の例えば鉄材であればどういっ

たものであるとか、さびの状況はどうであるとか、それを一つ一つ見ていくような形になります。ですから、通常の木造と違まして、見られるところと見られないところもあるわけで、業者からの聞き取りによりますと、実際には中の中まで見るためには、例えばファイバースコープを使って見たりとかということであれば、さらに日数が倍になるので、金額自体も倍になるというふうな話も聞いています。

設備に関しましては、それぞれの設備が一つ一つございますし、設備の耐用年数というのはまずはっきりしていますから、そういったものを現地で確認をさせていただきながら調査を行っていくということになるかと思えます。

議長 深澤重勝君。

7番 いつもご丁寧な説明はありがたいのですが、私の聞いたのは、このものは劣化度としての程度劣化しているという表現というものはあるかということを知っているのです。

それで、今回特にこの問題は自分なりに大きな問題だと思うのは、こういう劣化の調査に、今の段階でおおむね3,500万です。そういうのをかけて、さらにこれからいろんな温泉施設を見ているわけですから、果たしてそれだけのものをかけてやる必要があるのかなということを強く思うわけでありまして、確かに総務課長からありましたように、国からの総合管理計画、記憶にあるかもしれませんが、平成24年12月に山梨県大月市の笹子トンネル、あのトンネルの天井が130メートル落下して9名亡くなった、あの事故で公共施設の劣化問題というのが一気に国全体で大きく取り上げられて、いわゆる国全体でインフラの老朽化を調べることが発端だというふうに私は認識しております。俗に言う立法の精神からして、ああいう小さな温泉施設まで公共施設を全施設やれというところまでは、ちょっと拡大し過ぎではないかなというふうに思うわけでありまして、ですから言われるとおりの劣化の状態は経過年数でおお

むね出るわけでありますから、1つか2つサンプルがあれば全施設をこんな大金をかけてやる必要はないだろうというふうに思うことが前提になって聞いているわけであります。

それで、昨年6施設調査をして、あれは劣化調査ということではなくて、修繕計画云々と名前が違ったのですけれども、それをやった報告はできていると思うのですが、観光商工課長は見ておりますか。

(はいの声)

7番 見ております。これは、我が町の施設に限らず、一般的に全部そうなっているわけであります。

端的に聞きたいのですが、例えば現在いる沢内庁舎……この開発総合センター、これは52年になっているわけでありますし、一緒にやったさわうち病院、まだ5年か6年であります。その修繕計画表、例えばここは52年になったわけですが、ガラスを何回修繕しましたか。総務課長、わかりませんか。

議長 総務課長。

総務課長 お答えになるかわかりませんが、ちょっと資料等をそろえていないので、これまでの修繕履歴等については今持ち合わせておりません。

議長 深澤重勝君。

7番 これは通告事項になくて、この開発総合センターは52年になったわけですが、ガラスの修繕を何回やったかどうかを全然わかりませんが、課長もこれ見ているということだったので、さわうち病院も今5年、建てたばかりです。その計画の一例をとれば、ガラス工事、築10年で260万、また10年で260万、こういう整備計画なのです。ほとんど同じです、ガラス工事、防水工事、タイル工事、建具工事というのは、52年たったガラス工事、多分一回もやっていないと思うのです。それを計画つくれば、10年ごとに二百何十万ずつというような計画が全部出てくる。それで何十万で

す。これで1,200万です。ですから、私が言うのは、本当に国でつくらなければならない部分があったとすれば、役所に向かって役所的だと言うのは変ですけれども、まさに役所的な仕事だなというふうに思うのですけれども、やらなければならない部分を全く否定するつもりはないのですが、1点か2点見たら、あとはおおむね推して知るべしという部分だってあるわけでありますから、先ほど来ありましたように公民館の修繕費も予算がないと言っているときに、3,500万円もかけて何も直りませんよ。そういうお金の使い方でもいいのかなということを強く思うわけでありますから、一旦やったものを全体に見て、さらに全施設こういうのが必要なのかなというぐらいいは感じてもいいのではないかなというふうに思うのですけれども、いかがですか。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

今回の建築物の施設の維持管理等に関する考え方で、これまでは損傷が明らかになってから修繕等を行う事後保全型の維持管理という考え方が主流でしたけれども、今回の計画を策定するに当たっては予防保全型、定期的に修繕を行って損傷が出ないようにするというふうな考え方が基本になっており、健全な状態を常に維持しながら長寿命化を図るというふうな形の計画策定になっていることから、標準的な更新年数で計画を策定したものであります。

あと施設に関してですけれども、全施設をこのような形で個別施設計画を策定するということでは、そこまで全施設をやるということではありませんので、その辺はご理解いただきたいと思います。

それで、今回個別施設計画を策定する対象施設については、職員が多数常駐し勤務している施設、町立小中学校施設、観光施設、温泉施設またはレクリエーション施設として不特定多数の利用者の出入りのある施設、これらを中心に

優先度等を見ながら計画を策定していくというふうな考え方になっております。

以上です。

議長 深澤重勝君。

7番 繰り返しになりますけれども、お役所に向かってお役所的と言うのもあれですが、考え方の違いかもしれませんけれども、まさに計画のための計画だという部分をかなり強く感じたりするものですから、今言ったように全施設ではないということでありますからあれですけれども、これは予算をとって入札も終わっていることで、今さらどうのこうのと言うようなことではないということは二百も三百も承知の上でやっているわけで、そういう物の考え方というものを持ってほしいなというふうに思いますし、今回の補正でもまた、ゆう林館とどこでしたか、3カ所出ているような状況であります。

ですから、そういうのは、どたばたに紛れて計画をつくれればいいというような計画のつくり方というのは、いかがなものかなというふうに思うわけです。本当に計画的にやろうとしてやるのだとすれば、国から通達が来たのは多分平成25年か26年なはずです。ですから、国から通達が来た段階で、計画的に劣化調査をして、こういう調査の仕方でもいいか、そういう調査予算も計画的にやって、そして調査したのを見てこういう状態がいいのかなということを含体的に分析して、その上でさらにその施設を必要だからといって調査するならいいのです。令和2年度までという国からの申し出を受けて、前のどたばたで計画的にやりますという、こういう計画を立てること自体、私は問題だと思うのです。

繰り返しになりますが、予算を議決して、どうのこうのと言うことではないのですが、そういう物の捉え方というものを十分やってほしいし、そういうことの計画の立て方で立てたとなれば、この計画表をどのように生かせるかというのは非常に疑問に思うのです。立てなければ

ならなくて、どたばたやって立てて、その立てた計画というものは今後の建物の維持管理にどういうふうに生かすのかなということを非常に今疑問に思うので、あえてこのことを強く申し上げておきます。

それからもう一つ、学校については、沢内小学校と湯田中学校でしたよね。

議長 学務課長。

学務課長 小学校、中学校、全校が対象となっております。沢内小学校、湯田中学校限定ではなく、全部の小中学校施設が対象となっておりますし、あとそれに空き校舎も加わっているという状況です。

(6月の学校施設は、あれはの声)

議長 学務課長。

学務課長 6月の補正で調査費、委託料を計上しておりますけれども、そちらは小学校2校、中学校2校、そして空き校舎も入ったの金額となっております。ですので、沢内小学校、湯田中学校限定とかではありません。全校が対象になっているということです。

議長 深澤重勝君。

7番 それで、今言った学校の部分、やはり解体費用も含むと、そしてあわせて長寿命化計画もということで、基本的に一応80年という言い方をしておりましたが、ちなみに沢内小学校は昭和46年建築ですから、48年経過で80年まであと32年です。湯田中学校は平成4年ですから、27年経過で80年まであと53年です。一応それまでの保全計画を立てて、場合によっては解体もする費用まで含むということの説明を受けたのですが、それは違うのですか。

議長 学務課長。

学務課長 解体費用を算出するというのは、空き校舎の分だけになります。今の小中学校2校、2校につきましては、解体費用は含んでおりません。80年までの年次計画というか、修繕計画が策定されるということになります。

議長 深澤重勝君。

7番 済みません、わかりました。一応解体部分を含むという説明を受けたような記憶があったものですから、失礼しました。

とすれば、これはちょっとあれなのですが、沢内小学校32年後、湯田中学校53年後、生徒数はどのぐらいいると予測しますか。

議長 学務課長。

学務課長 年数が先なものですから、出生数が把握できないと推測できないということもあります。ちょっとそこまで先の児童生徒数になると、推測で申し上げるまでには至らないかと思っております。

議長 深澤重勝君。

7番 多分聞いてもそういう答弁だろうとは思ったわけですが、突発的なことがない限り、あるいは少子化対策を十分やったにしても、今までの経過を見た上で、一般的に大体こう予測するのです。これからのことはわからないと言いながら、その予測が外れたからどうのこうのと責めるものではなくて。ことし西和賀で生まれた子供たちは10人といっています。これから少子化対策でどの程度ふやそうと思っていたかわかりませんが、30年後、50年後、そのときに今ある4校を1,000万もかけて修繕計画を立ててどうするという、その感覚が私には、深澤議員がおかしいから間違っているというならそのとおりだと思いますけれども、そういう計画の立て方ということ自体、私は極めて非現実的な金の使い方だなということを思うわけがあります。

ですから、今の段階で政治的なことを含むわけですから、予断を持って統合するところというわけにいかないというのは、重々承知はするのですが、そういう捉え方で国から来た修繕計画に何千万もかけて、1,000万円以上かけてというのはいかなものかなと、その政治手法ということを行っているわけでありまして、再三再四になりますけれども、予算案を議決してからですから、そのことを強く申し上げておきた

いというように思いますし、それらを意識して取り組んでいただければというふうに思います。

次に進みます。通告しておりましたが、道の駅錦秋湖の屋根、外壁など大規模改修を行っておりますけれども、劣化調査を行った上か。行っていないとすれば、改修判断はいつ誰が何の根拠に基づいたかをお伺いするわけですが、通告しておりました2番目の部分については入札をして決まっておりますので、それは省かせていただきます。では、そのことをお願いします。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 ただいまのご質問は、道の駅錦秋湖についての考え方ということだと思います。道の駅錦秋湖につきましては、岩手県との共用施設でございます。トイレ、休憩スペースや駐車場などは県が所有しております。町につきましては、レストランや売店などを維持管理しているというふうな状況の建物でございます。

管理方法などにつきましても岩手県との協定により運営している施設でありまして、このことから町の個別施設計画策定の方針といったものには含まれていない施設でありますので、個別計画は策定しておりません。

改修判断につきましても、県との協議により実施させていただいております。改修工事につきましては、これは屋根についている時計塔ではあるのですが、そういった部分からの雨漏りが頻発して改修、修繕をさせていただいた実績があるわけですが、そういった都度修繕を行ってきた状況から、また外壁の木材についても目で見てわかるような状況で傷みが激しかったことから、屋根の改修工事で足場を組む関係から、合わせて改修したほうが総合的に安価で施工できるという判断を県と協議をさせていただきながら、今年度実施させていただいております。

議長 深澤重勝君。

7番 これは、確かに西和賀町単独ではないか

らあれなのですが、一応予算審査の段階で湯之沢のレストハウスの舗装も含めて観光施設の維持管理ということで道の駅の改修部分が出ておったわけですから、あえてこのことを触れたわけで、先ほどの改修とか修繕というのは、それぞれ事前に壊れる前に補修をするというような、これからの計画は前提に立っておるわけですが、そういうことを抜きに、やっぱりその状況を見てやらなければならないというときは、幾らかかるにしてもこれはやらなければならないという判断をするわけでありますから、この建物も、錦秋湖は21年ですし、ほかの施設もまだまだ10年以上の古い建物をこれから劣化調査するわけでありますから、それらのギャップをどういうふうに考えたらいいのかなという素朴な疑問を持つのです。劣化調査も何もなしに大規模改修する、あるいは七、八年も前の建物をこれから劣化調査して、どのような保全計画をするというようなやり方というか、その選別、判断というものがちょっと理解に苦しむものですから、このことを聞いたわけであります。

ちなみに、関係ないことではありますが、私のうちもことし全面的に屋根がえました。昭和50年ですから、42年で全面屋根がえしたわけですが、あそこの錦秋湖は21年で、劣化状況は目視して、雨漏りはしなかったのですが、ちょっと軒のあたりが腐ってきて、トタンがばたばたしたところで全面張りかえをしたわけですが、42年です、民間と役所の違いがあるいはあるかもしれませんけれども。

ですから、そういうことのやりようを、予算が少ない、予算が少ない、金がないと言う割には、比較的といいますか、余りにも簡単な金の使い方をするものだなということを強く感じて、くどいようですが、そのことを申し上げておきたいというふうに思います。

前段に戻るように、学校も課長は将来的な予測はつかないということなのですから、今言ったようにどう転がっても30年後、40年後、

50年後まで修繕計画をつくって、10年ごとに改修計画をやって、あるいは計画どおりにやるとは思いませんけれども、そういうものに沿って学校を維持管理しようとする、そのことへの感覚はいかがなものかということ強く感じておるわけですが、この点所感がありましたら、教育長どうですか。

議長 佐藤教育長。

教育長 50年後は一体どうなっているのかということ、予測つかないところの計画の立て方についてということはずごくわかるころはございますが、今子供たちが使っているこの施設を教育環境の不備がないように維持していくということとはとても大事なことだと考えておりますし、何かあったときにその場その場の対応ではなくて、計画的に取り組むことによる予算の使い方ということも大事なのかなというふうに思うところでございます。

議長 深澤重勝君。

7番 繰り返し過ぎたことを申し上げて、ちょっと心苦しい部分もあるわけでありましてけれども冒頭に申し上げたように素朴な疑問を大きく感じるものでありますから、それらを重々考えながら、これからの施設の修繕計画あるいは保全計画等をやっていただきたいということを強く申し上げておきたいというふうに思います。

この報告書にあるとおり、ほとんど項目は同じでありますから、それぞれの施設全部やらなくても……全部はやらないと言っておりましたけれども、やらなくても十分にそれ相応の対応ができるものというふうに思いますので、内部で十分検討していただければなというふうに思います。

次に入らせていただきます。最後の質問であります、役場庁舎内のエアコンの設置についてであります。通告のとおりでありますけれども、地球温暖化の影響とも言われる気温の上昇は、まさに異常とも言えます。かつては、西和賀は天然クーラーでと言っておりましたけれど

も、働きやすい環境あるいは庁舎を訪れる町民や来客に対しても、今やエアコンは絶対に必要なものであるというふうに思いますけれども、考え方はいかがですか、お伺いしたいと思います。

議長 総務課長。

総務課長 役場庁舎のエアコン設置についてお答えいたします。

初めに、現在のエアコンの設置状況についてですが、旧湯田町において平成8年に湯田庁舎2階の町長室、副町長室、応接室、庁議室にエアコンを設置しております。その後、旧沢内病院で使用してありましたエアコンを再利用する形で、平成28年、29年にかけて湯田庁舎3階の大会議室、沢内庁舎の3階議場及び議員会議室、2階会議室、1階町長室、太田老人福祉センター2階会議室に設置しております。旧沢内病院で使用していたエアコンの再利用ということで、エアコンの対応面積も限られていることから、職員だけでなく多くの方々が使用する会議室等に設置したところであります。

両庁舎ともに事務室についてはエアコンが設置されておらず、扇風機等で暑さをしのいでいる状況にあります。事務室にエアコンを設置するとなると、間仕切りもなく、面積が広く、通路や階段等もあることから、全館をカバーできるエアコン設備を整備する必要があり、庁舎の現状や整備費用等を考えますと、設置に当たっては検討が必要であると考えています。

以上です。

議長 深澤重勝君。

7番 わかりました。十分な検討をして、一般的に役所が検討するという事は、やらないということの裏返しのように認識しておりますけれども、十分な検討をして、働きやすい環境をつくっていただければというふうに思います。

以上申し上げまして、大変お粗末でありましたけれども、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長 以上で深澤重勝君の一般質問を終結いたします。

これで一般質問を終わります。

ここで2時45分まで休憩をいたします。

午後 2時33分 休 憩

午後 2時45分 再 開

議長 休憩を解き、会議を再開します。

続いて、日程第2、報告第1号 平成30年度西和賀町健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の状況についてを議題とします。

本案について報告を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程されました報告第1号 平成30年度西和賀町健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の状況について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見を付して報告いたします。

2枚目をごらんください。今回報告する健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質収支額がいずれも黒字であり、比率は発生していません。

当該地方公共団体の一般会計等が負担する借入金、地方債の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標とも言われている実質公債費比率は、早期健全化基準の25%より15.1ポイント少ない9.9%で、昨年度比0.9ポイント増加しております。

地方公共団体の一般会計等の借入金、地方債や、将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標とも言われている将来負担比率は、早期健全化基準の350%より264.1ポイント少ない85.9%で、公営企業への一般会計からの繰り出し見込みの増加等により、昨年度比12.8ポイント増加しております。

次に、もう一つの公営企業会計資金不足比率は、各特別会計において資金不足額を計上しておりませんので、比率は発生しておりません。

以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

これに対する質疑があれば、質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は承認を求める事案ではなく、報告事項であります。

以上で報告第1号 平成30年度西和賀町健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の状況についての報告を終わります。

日程第3、議案第1号 西和賀町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第1号 西和賀町税条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

地方税法の一部改正に伴い、町民税の申告等に単身児童扶養者が規定に追加されたこと、また軽自動車税の環境性能割、種別割の税率特例等、法律改正に合わせて規定の整備をし、所要の改正をしようとするものであります。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 会計管理者兼税務課長。

会計管理者兼税務課長 それでは、私からご説明申し上げます。

この税制改正に伴う税条例の一部改正につきましては、県から示された条例改正の例、いわゆる旧準則に基づき行うものであります。

なお、新旧対照表の改正部分には下線を引いておりますが、字句等の訂正のみを行ったもの、あるいは法律改正に伴い条文の整理を行ったものなど、今回の税制改正に関係なく、内容が大きく変わらない部分については説明を割愛させていただきますので、お許しを願いたいと思います。

それでは、改正内容についてご説明させていただきますので、新旧対照表をごらんください。今回の一部改正は、第1条と第2条に分けて一部改正を行っております。

まず、第1条関係からご説明させていただきます。第37条の2、町民税の申告について規定したもので、申告書記載事項を簡素化する規定を整備したものでございます。

また、第37条の3の2及び第37条の3の3については、単身児童扶養者の規定が法律に加わったことにより、所要の改正を行うものです。この単身児童扶養者とは、未婚のひとり親を意味するものでございます。

続く附則第15条の2は、法律改正に合わせて軽自動車税の環境性能割を非課税とする臨時的軽減の規定を新設するものでございます。

同じく附則第15条の2の2は、環境性能割の賦課徴収の特例を新設するものでございます。

また、附則第15条の6は、軽自動車税の環境性能割の税率を1%減とする臨時的軽減の規定を新設するものでございます。

続く第16条は、軽自動車税の種別割の税率の特例について規定したものでございます。重課の規定を整備し、令和2年度分及び令和3年度分の軽課を新設するものでございます。

また、附則第16条の2は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例について規定したのですが、法律改正に合わせて附則第16条の改正に伴い、規定の整備をするものでございます。

続いて、第2条関係を説明させていただきます。第27条は、個人の町民税の非課税の範囲について、法律改正に合わせて単身児童扶養者を非課税措置の対象に追加することについて定めるもので、この施行期日は令和3年1月1日となっております。

附則第16条は、軽自動車税の種別割の税率の特例について、令和4年度分及び令和5年度分の軽課を対象に、電気自動車等に限った上で新設するものです。

また、附則第16条の2は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例について規定したのですが、法律改正に合わせて附則第16条の改正に伴い規定の整備をするものでございます。

なお、附則第16条及び附則第16条の2の施行期日は、令和3年4月1日となっております。

次に、改め文をごらんいただきます。附則第1条の施行期日は、令和元年10月1日となっておりますが、同条第1号から第3号について、それぞれ施行期日を別に定めております。

このほか第2条及び第3条は町民税、第4条及び第5条は軽自動車税の経過措置を規定しております。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第1号 西和賀町税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第2号 西和賀町印鑑条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第2号 西和賀町印鑑条例の一部を改正する条例について

提案理由を申し上げます。

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令により、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されることから、旧氏を用いられるよう所要の改正をしようとするものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 町民課長。

町民課長 それでは、改正の詳細について私のほうから説明させていただきます。

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が平成31年4月17日に公布され、令和元年11月5日から施行されます。

この改正は、住民票やマイナンバーカードへの旧氏を併記できるようにするもので、婚姻等により氏に変更があった場合に、給与振り込みや納税、銀行口座の開設、事務所の賃貸等、さまざまな契約等の場面での手続きがスムーズに行えるようにするものです。

町では、国が示す印鑑登録証明事務処理要領の内容に準拠した形で、印鑑登録証明事務に関する条例を制定しております。また、政令改正に伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されることから、旧氏を印鑑登録証明に用いられるよう、印鑑条例の一部を改正しようとするものです。

3ページ、新旧対照表をごらんください。第6条第1項では、印鑑登録の際に必要な事項について、旧氏を可能とするものです。

第14条第1項は、印鑑登録証明書を発行する際の旧氏の記載について改めたものです。その他、印鑑登録証明事務処理要領に合わせて文言を改める内容となります。

次に、附則についてであります。令和元年11月5日から施行するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第2号 西和賀町印鑑条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第3号 令和元年度西和賀町一般会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第3号 令和元年度西和賀町一般会計補正予算(第2号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、令和元年度の上半期における事務事業の執行状況を精査し、下半期に向けて調整を行うとともに、緊急性が認められるものなどを中心に予算を調整しようとするものであります。

1ページをごらんください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,149万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億5,979万円にしようとするものです。

歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

第2条、地方債の補正については、第2表、

地方債補正のとおり、橋梁改修事業の事業費変更に伴う過疎対策事業債及び公営住宅改善事業に係る交付金額確定に伴う公営住宅建設事業債の借り入れ限度額をそれぞれ減額するものです。

主な補正の内容は、基金造成事業1,153万4,000円、ふるさと納税推奨事業2,846万6,000円、悠々館管理運営事業755万8,000円、幼児教育・保育無償化対応事業722万7,000円、畜産振興事業425万3,000円、道路維持車両管理費400万円、道路除雪車両管理費400万円、中学校施設維持管理費653万1,000円等を増額するものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 企画課長。

企画課長 それでは、補正予算の詳細についてご説明いたします。

初めに、歳出から説明いたします。12ページをごらんください。まず、歳出全般にわたる部分を説明させていただきます。職員人件費については、人事異動に伴い調整を必要とする部分について行ったものです。なお、人事異動に伴う全体の過不足調整については例年どおり12月補正で対応する予定としております。

13ページ、2款1項5目財産管理費、湯田庁舎等管理費109万2,000円の増額は、キュービクル式高圧受電設備の修繕を行おうとするものです。基金造成事業では、当初の見込みよりふるさと納税による寄附の増額が見込まれることから、がんばる西和賀応援基金に1,153万4,000円を積み立てしようとするものです。

6目企画費、地域情報通信基盤施設管理費471万8,000円の増額は、光ファイバー幹線の修繕及び主要地方道の盛岡横手線道路改良工事に伴う電柱支障移転工事を行おうとするものです。

14ページをお開きください。ふるさと納税推奨事業2,846万6,000円の増額は、返礼品の費用等に係る経費となります。まち・ひと・しごと

創生総合対策事業92万円の増額は、次期総合戦略に向けて人口ビジョンの作成等業務を委託しようとするものです。地域公共交通活性化推進事業41万7,000円の増額は、町民バスのタイヤ及びドライブレコーダーを購入しようとするものです。

16ページをお開きください。3款1項2目高齢者福祉費、巣郷老人憩の家管理費33万円の増額は、施設の劣化調査等業務を委託しようとするものです。悠々館管理運営事業755万8,000円の増額は、真空ヒーターの更新工事及び全自動洗濯機と衣類乾燥機を購入しようとするものです。後期高齢者医療制度事業458万8,000円の増額は、平成30年度の給付に対する市町村負担金の額が確定したことに伴うものです。

17ページ、3目障害者福祉費、身体障害者補装具給付事業284万7,000円の増額は、身体障害者への補装具に係る給付費用になります。

3款2項1目児童福祉総務費、幼児教育・保育無償化対応事業722万7,000円の増額は、10月からの幼児教育・保育無償化に対応するためのシステム改修及び人件費等の経費になります。

20ページをお開きください。6款1項4目畜産業費、長原牧場運営費63万9,000円の増額は、車両修繕及びトラクターのエアコン修繕を行おうとするものです。

21ページ、畜産振興事業425万3,000円の増額は、沢内地区堆肥センター乾燥棟をTMR供給施設として利用するための乾燥棟の水道工事及び電気工事に係る費用と、フィードコンベヤー購入に係る費用について増額しようとするものです。

5目農地費、農地・農業用施設維持管理費140万5,000円の増額は、清水ヶ野地区水路の修繕を行おうとするものです。多面的機能支払事業399万4,000円の増額は、交付金事業2期目に伴う新規及び再申請増加分と過年度分の国、県補助金返還金の補正となります。中山間ふるさと・水と土保全対策事業50万円は、湯田西の堤

地区の水マップ及び看板作成に要する委託料を増額しようとするものです。

6目農業者施設費、農村景観活用交流施設管理費33万円の増額は、ふれあいゆう星館の劣化調査等業務を委託しようとするものです。

22ページをお開きください。6款2項4目林業者施設費、林構施設維持管理費97万1,000円の増額は、ゆう林館の浴場のろ過装置等の修繕と劣化調査等業務を委託しようとするものです。

23ページ、7款1項3目観光費、観光施設維持管理運営費154万円は、沢内バーデンの劣化調査を行う上で、新館の電気、機械設備の設計書が必要となったことから、委託料を増額しようとするものです。観光費臨時事業、13節委託料82万1,000円の増額は、湯田ダムで開催される錦秋湖オータム放流見学のための無料シャトルバス運行業務及び駐車場等交通誘導業務を委託しようとするものです。観光資源環境整備事業、13節委託料48万4,000円の増額は、上野々地区歴史民俗資料館裏側周辺の錦秋湖景観支障木伐採整備を行おうとするものです。

8款2項2目道路維持費、道路維持管理費216万5,000円の増額は、町道小繫沢湯田線の修繕と町道館向山線道路補修工事を行おうとするものです。

24ページをお開きください。道路維持車両管理費400万円の増額は、除雪ダンプトラックに係る消耗品の購入と修繕費用を増額しようとするものです。町道舗装補修事業73万6,000円の増額は、道路の損傷箇所の修繕に要する経費を増額しようとするものです。道路施設点検事業123万2,000円の増額は、橋梁点検に係る修繕計画策定業務委託料を増額しようとするものです。

3目道路除雪費、道路除雪車両管理費400万円の増額は、除雪車両に係るタイヤチェーン及びカッティングエッジの購入費等の増額となります。流雪溝施設整備事業92万3,000円の増額は、湯田流雪溝の修繕及び湯本流雪溝排水ポンプ回転軸点検業務の委託とポンプ更新工事に要する

経費を増額しようとするものです。

5目橋梁費、橋梁改修事業126万8,000円の減額は、事業費変更に伴うものです。

10款2項1目学校管理費、小学校施設維持管理費、11節需用費、修繕料262万8,000円の増額は、沢内小学校体育館の引き戸修繕に25万2,000円、旧越中畑小学校体育館屋根及び床の修繕に180万1,000円、旧貝沢小学校暖房機取り外し修繕に57万5,000円を増額しようとするものです。

26ページをお開きください。小学校通学対策総務費51万6,000円の増額は、スクールバスの修繕を行おうとするものです。

10款3項1目学校管理費、中学校施設維持管理費、11節需用費、修繕料220万円の増額は、沢内中学校の灯油配管の修繕を行おうとするものです。15節工事請負費119万円は、沢内中学校第一体育館トイレ改修工事を行おうとするものです。18節備品購入費288万8,000円は、沢内中学校の除雪機を購入しようとするものです。

27ページ、10款4項6目文化創造館費、文化創造館維持管理費283万7,000円の増額は、銀河ホールの非常用放送設備の借り上げ及び除雪機を購入しようとするものです。

次に、歳入ですが、9ページをごらんください。

1款3項1目軽自動車税85万円の減額と2目環境性能割85万円の増額は、10月からの税条例改正に伴う組み替えになります。

2款3項1目森林環境譲与税については、森林環境譲与税の創設に伴い、整理科目として1,000円を計上するものです。

10款1項1目地方交付税2,372万円は、9月補正予算の財源に充てるものです。

14款1項1目民生費国庫負担金142万3,000円は、障害者自立支援費に係る国の負担分を見込むものです。

14款2項2目民生費国庫補助金739万円は、子ども・子育て支援事業費補助金を見込むもので

す。

5目土木費国庫補助金595万9,000円は、道路橋梁費補助金の組み替え及び住宅費補助金の交付金額確定に伴うものです。

15款1項1目民生費県負担金71万1,000円は、障害者自立支援費に係る県の負担金を見込むものです。

10ページをお開きください。15款2項4目農林水産業費県補助金244万円は、協定面積の増加による多面的機能支払交付金の増を見込むものです。

15款3項3目農林水産業費委託金50万円は、中山間ふるさと・水と土保全対策事業の委託金を見込むものです。

17款1項1目一般寄附4,100万円は、ふるさと納税4,000万円と一般寄附100万円になります。一般寄附100万円は、匿名で町立西和賀さわうち病院のために使ってほしいとの希望があったことから、寄附として受け入れるものです。

18款2項1目他会計繰入金773万7,000円は、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計からの繰り入れになります。

19款1項1目繰越金7,584万6,000円は、9月補正予算の財源に充てるものです。

20款4項1目雑入、2節農業者年金業務委託手数料7万4,000円は、額の確定によるものです。3節雑入の後期高齢者健診事業費補助金10万3,000円は、事業費確定によるものです。また、多面的機能支払交付金過年度返還金98万9,000円は、2つの組合からの返還金を見込むものです。

次に、6ページ、第2表、地方債補正です。2事業について変更するものです。橋梁改修事業の事業費変更に伴う過疎対策事業債の減額及び公営住宅改修事業に係る交付金額確定に伴う公営住宅建設事業債の減額をしようとするものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案どおりご決定くださいますようよろしくお願

いたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 私から、2点ほどお聞きしたいというふうに思います。

初めに、23ページの道路維持管理費の工事請負費141万6,000円とありますが、町道館向山線の道路補修工事ではありますが、その工事の内容の詳細と、25ページの教育総務費、岩手県立北上翔南高等学校創立100周年記念事業補助金10万について、ここ3点聞きたいところがありますので、この補助に至った経緯と、この周年事業の主催者、そして過去に西和賀高校以外に北上管内の県立高校の周年事業に補助金を手当てしたそういう実績はあったのか、その点についてお聞きしたいというふうに思います。

議長 建設課長。

建設課長 最初に、私のほうから町道館向山線の道路補修工事についてですけれども、これは長さ的には約10メートルほどですけれども、路肩とのり面が崩壊しておりますので、通行にちょっと不便だと、これからの除雪に関してもちょっと不便だということで、コンクリートブロックを積んで修繕というか、工事をしようとするものでございます。

以上でございます。

議長 学務課長。

学務課長 私からは、25ページの岩手県立北上翔南高等学校100周年記念事業費補助金について説明をさせていただきたいと思います。

北上翔南高校は創立100周年を迎えるということで、記念式典、記念講演の費用に対して助成をするというものです。組織は実行委員会制度ということで、学校PTA、同窓会等が中心となっております。

以前ですけれども、20年前、80周年記念時についても、旧湯田、旧沢内でそれぞれ10万円ずつ補助をしたという経緯があります。

今回ですけれども、10万円ということですが、こちらのほうは近隣の金ケ崎町とまず連絡をとり合いながら、同額で歩調を合わせたということになります。

北上湘南高校ですけれども、前進は黒沢尻南高等学校ということで、西和賀高校はその分校であったというかわり、そしてまたこれまで入学した生徒等もありますので、100周年記念事業に助成を行っていかうとするものであります。

以上です。

議長 高橋輝彦君。

6番 私は、14ページのふるさと納税推奨事業についてが1点と、23ページの錦秋湖オータム放流2019 inにしわが事業についてであります。

最初のふるさと納税につきましては、今回返礼品ということで1,200万円の計上ですが、この返礼品は何月から何月までの分の返礼品になるのかということ。それと、返礼品の内容、上位3点ぐらいで結構なのですけれども、お知らせいただきたいと思います。

それから、23ページのほうは、これは全国のダムファンがいらっしゃるのだと思うのですけれども、全国から何人ぐらい来場されるのか。ちなみに、ダムカードの配布も同じ枚数になるのかということです。町内の方の参加人数などわかれば、お知らせいただきたいと思います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 ご質問にお答えいたします。

何月から何月分の返礼品になるのかというご質問でしたけれども、当初のそもそものふるさと納税の寄附額というものを前年度並みの1億4,000万円というふうに算定していたところで、今回というか、補正時期におきましては、前年比を各月見ましたけれども、大体1.3倍ぐらいの増となっております、そうなりますと総額が1億8,000万円というふうに見たところです。その4,000万円分につきまして、返礼品が3割ということで、その分の1,200万円を今

回措置したということです。

ちなみに、30年度で返礼品の上位、人気があったという部分でいきますと、銀河高原ビールのシルバーボトルセットですとか、湯田ヨーグルトセット、あとユキノチカラ白ビールというような形になっています。

以上です。

議長 高橋輝彦君。

6番 もう一つありました。ごめんなさい。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 失礼しました。オータム放流の件についてということで、まず人数につきましては、オータム放流は今回初めての事業でございますので、過去の実績というのはちょっとないのですけれども、春にやっておりますスプリング放流につきましては、数値がたしかあったはずです。ただ、今この場に持ち合わせておりませんので、後ほど回答させていただきたいというふうに思います。

オータム放流につきましては、ことしの10月下旬から11月の月上旬、1日ぐらいにかけてまでの予定で、今まさしく詰めている最中でございますけれども、湯田ダムが実施する事業について、町が協力的にマイクロバスを出したりといったことでの業務委託をさせていただこうという事業でございます。後ほど回答させていただきたいと思います。

議長 高橋輝彦君。

6番 ふるさと納税については、返礼品についてでありますけれども、希望の返礼品があると思うのですけれども、前年度との大きな違いとありますか、そういう傾向の違いみたいなものがあればお聞かせいただきたいですし、あとそれと7項目の寄附項目を設けて寄附を受けているわけなのですけれども、前回までですと教育に関する寄附が非常に、断トツまでいかなかったかと思うのですが、多かったと思うのですが、その傾向をお知らせいただきたいと思います。

ダムカードについても、これからやるやつな

ので、ごめんなさい、ちょっと勘違いしましたけれども、今回初めてということなのですけれども、これは継続していくような事業になるのかどうか、その辺をお聞きしておきたいと思います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 ふるさと納税の返礼品についてということでございますけれども、昨年度といますか、どういう点で変わった点があるかといいますと、大体现時点では63品目というか、パターンがあるのですが、定期便のような形で出すようにしたというものがございます。

そして、今年度については、まさに新たな返礼品というものを候補を探しているというか、大体見当をつけてはいるところなのですけれども、そこでまたお示しできると思います。

また、30年度におきまして7項目の分野において寄附を募ったというような形で、その傾向ということなのですけれども、まず一番多いのは活力ある産業創造のための事業です。そして、2番目が子育て支援のための事業、次いで若者定住のための事業、そして地域力向上を図るための事業、そして健康・生きがいがづくり支援のための事業というような順番でまず寄附をいただいているところです。

以上です。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 オータム放流の件につきまして、このオータム放流につきましては、通常この時期につきましては水が余りない時期でございますけれども、10年に1度の点検工事がございまして、それに伴いまして今回は10年に1度だけ水が多くあるといった時期に合わせまして、まさしく錦秋湖の名のとおり、紅葉の時期に、錦秋の時期に放流ができるといったことで、ダムの全面的な協力の中で実施できるというような事業でございます。ですので、来年度以降につきましては、当然やれるとしても10年後といったことになろうかと思えます。

議長 刈田敏君。

1 番 20ページの地域おこし協力隊の研修、どのような研修なのかということと、それから21ページの畜産振興事業の中身、もう少し詳細をお願いいたします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 それでは、最初に畜産振興事業費についてお答えしたいと思います。

酪農経営体の生産性向上、それと自給飼料の生産基盤強化を図るため、沢内地区堆肥センター乾燥棟をTMR供給施設として利用するため、乾燥棟に水道及び電気を引くための工事を実施するものでございます。

また、TMRをトラック及びフレコンバッグに積み込むためのベルトコンベヤーを整備したいと考えてございます。

それから、地域おこし協力隊の5,000円につきましては、雪道体験での横滑り体験をするということで、予算を要求してございます。

議長 刈田敏君。

1 番 5,000円というのは、何人かで5,000円なのか、その辺1点と。

あとTMRがちょっとわからないので、それで新規ですか。これに至った経緯というのはどういうことですか。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 協力隊の予算5,000円については、人数は1人でございます。

TMRの内容、経緯等につきましては、これは数年前から言葉だけは何度か耳に入っていて、中身がわかりづらいだろうなと思いますので、TMRとは何ぞやということで、ちょっとお話ししたいと思います。

まず、一般的には牛に与える飼料というのは牧草あるいは輸入されている餌、そういったものが主流となっております。今西和賀で考えているTMRは、乾燥牧草、それからデントコーン、それから配合飼料というものをミックスしたものをTMRというふうに考えています。そ

れぞれ栄養成分を計測しながら、割合、比率をもって調製するというので、きょうの一般質問の中でもお話ししましたが、酪農家3戸でもってそれを今回初めて試みるということでございます。

以上です。

議長 高橋宏君。

8 番 私は、24ページの町道舗装事業についてお伺いいたします。

これは、例年行われている、冬の間には町道、道路に穴があいた補修だと思うのですが、一部住民の方からもお話あったのですが、白くマークをつけて補修予定のところだと思うのですが、マークをつけるのは非常に早かったのだけれども、なかなか補修が進まない、きのうまで大変暑かったのですが、そろそろ秋も来るのではという話、私も見ててそういう感想ありましたので、これは例年どおりこの時期に補正をとって行っているのか、それともことしに限って何か事情があっておくれているのかについてお伺いいたします。

議長 建設課長。

建設課長 ただいまのご質問についてお答えいたします。

まず、平成30年度は凍上災といたしまして、舗装路面が劣化して亀裂が多くて、そのために沢内の貝沢地区は国の災害認定を受けて全面的に整備しているところでございますけれども、その他の地区も同様のものがありまして、例年とは比べ物にならないくらい損傷箇所があったことは事実でございます。

そこで、当初予算につきましては160万ほどあったのですが、それはもう5月の段階で全て発注しまして、それは完成してしまっていて、それからこれだけでは足りないだろうということで、6月にも330万ほど補正しまして、マーキングをして今お願いしていると。8月の19日に指示を出しておりまして、これから徐々に補修していくものとは思われますけれども、マー

キングした場所を全部直すというのではなくて、まずは予算を見て、それに合わせていくものですから、自分のうちの前にマーキングあるからといって直してくれるのかなというものではないので、そこはご理解願いたいというふうに思います。

いずれ損傷箇所のひとついところから、まず予算に合わせて直していつているという状況ですので、ご理解願いたいというふうに思っています。

議長 高橋和子君。

4番 26ページと27ページに除雪機の予算が計上されております。26ページ、沢内中学校ですか、288万8,000円というのと、その次に27ページに文化創造館のほうで253万計上されておりますが、これ除雪機ですから、当初予算でも考えておられたのか、補正で出てきたというのはどういうことかということと、この値段が違うということはそれぞれ性能も違うのか。除雪の場所の規模によっても違うのだろうなどは思ったのですが、その辺と、それから教育関係のみならず、除雪機は何台ぐらいあるのか含めてお願いします。

議長 学務課長。

学務課長 それでは、私のほうから26ページの中学校費の除雪機について説明をさせていただきますと思います。

こちらは、沢内中学校の除雪機購入となります。シーズンが終わった後に点検等でいろいろ見ていただくのですが、これまでも沢内中学校さんの除雪機については、老朽化が原因で修繕を重ねてきている状況ではありました。オーバーホールの状況を見て、ちょっと今年度は厳しいという判断に至りまして、新規で新しく35馬力のディーゼル、軽油の除雪機を購入したいということのお願いでございました。

以上です。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長兼女性が住みよいまちづくり推進監

生涯学習課からは、27ページのほうの除雪機の購入についてです。こちらは、銀河ホールの除雪機になります。こちら冬に向けてオーバーホール等の修繕の確認を行ったのですが、除雪機のオーガの部分に亀裂が入っているということで、ちょっと修繕が無理ということなので、除雪機を更新したいというふうに考えているものです。こちらについては、44馬力のものを想定しているものです。

以上です。

議長 総務課長。

総務課長 全体で今のような型の除雪機械が何台あるかという分についてですが、今しっかりと数字を持ち合わせておりませんので、後でご報告したいと思います。

議長 高橋和子君。

4番 そうすると、点検は最近されたので、当初予算ではなく補正になったということになるのでしょうか。点検というのは、当初予算に出すためにはちょっと無理だという、時期的に3月予算だから、無理だということかな。

それと、今聞くと何か馬力が金額とは逆な感じがしたので、これメーカーが違うのか。馬力が強いと高いのかなと思ったのですが、どう感じるのでしょうか。

議長 学務課長。

学務課長 説明が不足していて申しわけございません。中学校のほうの除雪機は、新規に購入するものです。銀河ホールの除雪機については、馬力が上ですが、中古で購入することになりますので、その金額の差は出てくるという状況でした。

誤解を招いてしまって、申しわけありませんでした。

議長 高橋和子君。

4番 中古だとすぐだめになるということないのでしょうか。どんな感じなのか、中古というのは。十分使えれば、安いほうがいいわけですが、

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長兼女性が住みよいまちづくり推進監
中古の程度にもよりますけれども、十分長期
に使えるように支障がないものを選んで整備し
ていきたいというふうに考えております。

議長 深澤重勝君。

7番 3点お伺いします。

1つは、ページ数はあれなのですが、公共温泉施設の劣化調査が3カ所ぐらいある、同じ33万ということで。基本的には質疑ですから、意見を述べる場所ではありませんけれども、私自身はこれ必要ないというふうに思いますけれども、全部33万円ということで、坪数が同じだから同じ金額ということなのか、あるいは具体的にこれを発注する、工事するにはどういう感じでやるのかをちょっと確認したいというふうに思います。

それから、23ページの同じ沢内バーデンの施設劣化調査、先ほど説明がありましたけれども、ちょっと中身を聞き漏らした、理解できなかったものですから、改めてその内容を説明願いたいと思います。

それから、24ページ、道路の修繕計画策定業務ですが、これは具体的にどういうことなのか、ご説明願いたいと思います。

以上です。

議長 建設課長。

建設課長 では、私のほうから先に24ページの委託料の修繕計画策定業務委託料についてのご回答をさせていただきます。

これは、橋梁改修に伴うものでして、橋梁長寿命化修繕計画の更新業務に追加補正するというものでございます。現在橋梁の修繕事業は、平成23年度作成の橋梁長寿命化修繕計画に基づいて事業を実施しております。今年度行っております本計画の更新業務は、昨年度までに点検を終えた橋梁の点検結果をもとに、修繕計画を見直す作業を行っております。

追加の理由としましては、当初自動車が通れ

ない幅員の狭い人道橋、これが3橋ございまして、これについても長寿命化修繕計画に入れたほうが良いということで、安全、安心な道づくりの観点から、これも加えるということで、今回人道橋についても修繕計画を作成するために追加で補正するものでございます。

以上でございます。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 まず、1番目の質問につきまして、観光商工課といたしましうか、林業振興課であるとか、農業振興課分野の施設としてのついているところではございますけれども、温泉施設としてまとめて連携の中で動いていましたので、私のほうからご回答させていただきたいというふうに思います。

根本的にあるのは、公共温泉施設のあり方について、今年度中に方向を示すといったことの中から、既に沢内バーデンであるとか、オアシス館であるとかというこの2つの施設につきましては6月補正でご決定をいただいて、現在契約をし、個別計画を策定しつつ長期保存計画を立てるというふうな動きで動いております。

これは、規模の大きな建物でございまして、その分時間がかかるといったことで既に発注をかけているところでございますけれども、残りの公共温泉施設につきましては、今回の補正案件によってご承認いただければ、基本的には規模の小さい建物、床面積の少ない建物であるとか、木造建築の建物になりますので、これにつきましては長期保存計画であるといったものは立てる予定ではなく、現在の状況の中で劣化調査のみを行い、これを改修した場合にどれぐらいの金額がかかるのかというのを調査するだけでございます。

現在進めておりますのは、きのう町長からも答弁をさせていただいた公共温泉施設のあり方の中で、現在それぞれの建物の評価額の算定を行おうともしておりますし、さらにはそれに伴って劣化状況調査を行ったことで、どれぐらい

経費がかかるのかというマイナスの部分も見ながら、あり方を検討する材料にしようとするものです。

そういったことで、各課にまたがって公共温泉施設がございますけれども、あわせる形で、これから温泉事業特別会計のほうでも同じようなものを出させていただきますが、あわせて発注をしようといったことで考えております。

それから、沢内バーデンについてということでもよろしいですか。沢内バーデンにつきましては、先ほど来お話をさせていただいておりますので、その目的等々につきましては改めてお話をすることではないと思っておりますけれども、現在6月補正においてお認めいただきまして、7月の30日に入札を行いまして、8月6日付で286万円で契約を締結しております。既に現地調査に入ったわけでございますけれども、現地調査につきましては完成図書、設計書であるとか、図面もしくは材料承認の書類などを用いまして現地で確認を1点1点行っております。この中で建設機械の設備であるとか、電気機械の設備、要は設備関係の状況が完成図書とかなり乖離している状況でございます。これは、20年経過している建物ではございますけれども、その都度都度の修繕において、例えばボイラーの更新をかけているですとか、もしくは配管の方法を変えているですとか、さまざまその場その場の状況に応じて安価にやるためであるとか、効率を上げるためであるとかということで変えているようでございます。

そういったことから、今回補正で上げさせていただきましたのは、積算数量調書というのを改めてつくろうということでございます。中身につきましては、基本的には建物の設計書に近いものになりますけれども、これこれの工事には幾らかかるであろう、これこれの工事には幾らかかったであろうというものを改めて積算するという工程が必要になりましたので、その調書を作成するに当たっての調査日数と報告書、

調書を作成する日数を含めまして増額補正の中で、現在の契約を変更契約の上、増額しようというものでございます。

以上でございます。

議長 深澤重勝君。

7番 今のバーデンのことでありますけれども、全体的にそうすると6月補正と合わせて500万超えると思いますが、具体的にこれらやる場合、全部同じだと思いますけれども、各修繕、更新の実施時期はあくまでも目安であって、金額については修繕、更新工事を行う際はその都度詳細に設計や見積もりをとる必要があるというふうな、これは全部の施設に出ているわけですが、これは全部の施設に出ているわけですが、どちらかという、そのレベルの調査で500万というのはちょっと驚くのですが、そうするとバーデンの場合は今言ったようなボイラーとか施設であって、先ほど多くの人が入る施設だということだったのでございますけれども、構造躯体は入っていないということですか、調査に。構造躯体、要するに建物の。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 本補正に係るものについては、躯体は入っておりません。それにつきましては、当然変わっておりませんので、完成図書と同じ状況の中で調査ができるといったことです。あくまで設備に関しての補正予算といったことにさせていただきたいということで考えております。

議長 早川久衛君。

9番 ちょっと確認をさせていただきます。

まず、ページ数は10ページの一般寄附4,100万という巨額な寄附がありますけれども、この内容をお知らせください。

それから次に、21ページ、農地費に140万5,000円、この場所、清水ケ野と言ったけれども、清水ケ野のどの辺。今やっている工事もあるようですので、そこ関係なくまたやるのか、そこをお知らせください。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 21ページ、農地費の農地・農業用施設維持管理費140万5,000円についてご説明したいと思います。

清水ヶ野地区の水路修繕ということでお話ししましたが、内容としましては山側の土砂崩壊により水路が塞がれてしまいました。オーバーフローし、水路が崩壊したということで、今後も水路の崩壊が予想されることから、管渠により対応したいというふうに考えてございます。

以上です。

議長 企画課長。

企画課長 一般寄附についてお答えしたいと思います。

一般寄附4,100万円の内訳でございますけれども、ふるさと納税で4,000万円、あと一般寄附で100万円という形になります。

一般寄附100万円につきましては、匿名で町立西和賀さわうち病院のために使ってほしいという希望がございましたので、その受け入れ分ということで予算措置をさせてもらってございます。

議長 北村嗣雄君。

2番 20ページ、21ページになりますが、畜産業費の中で、1件は長原牧場の修繕料63万9,000円ですけれども、これは何の修繕料なのか、ちょっとさっき私聞き落としたかもしれませんが、それからその下の畜産振興事業の中での沢内地区の堆肥センター、水道工事、あわせて電気工事が行われるようですが、これは現在の電気、水道の修繕を含めてなのか、新規なのか、金額が271万3,000円になっていました。

あとコンベヤーですが、154万ほど、これは新規の購入なのか、それともこれも修繕になっているの購入を含めてなのか、ちょっとその辺伺います。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 長原牧場運営費63万9,000円の内訳ですが、1つは長原牧場内で使用しておりますパジェロの修繕費が27万9,000円、それから

トラクターのエアコン修繕が36万円となっております。

あとTMR関係ですけれども、乾燥棟には電気、水道設備がございません。そういった面では新規という形で、電気及び水道の工事を行うというものでございます。あとベルトコンベヤーにつきましても、中古ではなく、これは新品というふうに考えてございます。

以上です。

議長 審議の途中ではありますが、本日予定されている議案の審議が午後4時までには終わらないと思いますので、終わるまで会議時間の延長を行います。

観光商工課長。

観光商工課長 先ほどちょっと保留にしておりました高橋輝彦議員さんのご質問についてお答えいたします。

オータム放流の件につきましてはこれからということで、ただスプリング放流につきましてはことしやった事業でございますので、その結果についてです。ことしにつきましては、スプリング放流の来場者は3,225人、ちなみに昨年は2,800人という結果でございます。

町内外の比率については、ちょっと具体的な数字はないのですけれども、アンケート調査をしておりますので、アンケートの結果からいいますと、777件の回答者のうち、町外については753件ですので、97%ぐらいが町外の方が来ているであろうと想定されるということになります。

ダムカードの配布数につきましては、2,047枚を今年度の春は配布させていただいたという結果でございます。

以上です。

議長 輝彦君、いいですか。

(はいの声)

議長 ほかに質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論を許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 ほかに討論はありませんか。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

議案第3号 令和元年度西和賀町一般会計補正予算(第2号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第6、議案第4号 令和元年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第4号 令和元年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について提案理由を申し上げます。

1ページをごらんください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ468万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,655万9,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、補正予算の内容につい

て、歳出から説明いたします。

7ページをごらんください。1款1項1目一般管理費、2節給料、3節職員手当等、4節共済費を合わせた252万4,000円は、人事異動に伴い人件費を調整するものです。13節委託料47万3,000円の増額は、国保の事務システムである高額療養費管理システム、国保調交システムの端末においてウィンドウズ7を使用していますが、2020年1月でサポートが終了となることから、これを更新しようとするものです。

5款1項1目特定健康診査等事業費については、健診実施機関である岩手県予防医学協会より、これまで無償提供してもらっていた健診受診者データが有償提供となることから、必要経費を計上し、事業内予算で調整するものです。

6款1項1目財政調整基金積立金、25節積立金168万7,000円の増額は、平成30年度繰越金並びに診療報酬返還金から県負担金の返還等を差し引いた分を積み立てするものです。

次に、歳入の説明ですが、6ページをごらんください。5款1項1目一般会計繰入金299万7,000円は、事務費繰入金として、人件費、高額療養費管理システム機器更新の財源に充当するものです。

7款3項2目返納金168万7,000円は、平成31年2月診療報酬金額の確定により超過支払い分を返還金として受け入れるものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようよろしくお願いたします。

議長 これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第4号 令和元年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第7、議案第5号 令和元年度西和賀町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第5号 令和元年度西和賀町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

1 ページをごらんください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,673万6,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、歳出から説明いたします。7 ページをごらんください。2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金10万3,000円は、平成30年度決算に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の確定により、保険料負担金を増額するものです。

また、3 款 2 項 1 目他会計繰出金についても、平成30年度決算の精算に伴い、一般会計繰入金の超過受け入れ分38万6,000円を一般会計に繰り出すものです。

次に、歳入の説明ですが、6 ページをごらんください。4 款 1 項 1 目繰越金については、平成30年度決算の確定に伴い48万9,000円を増額するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

（なしの声）

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第5号 令和元年度西和賀町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第8、議案第6号 令和元年度西和賀町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第6号 令和元年度西和賀町介護保険特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

1 ページをごらんください。第1条、歳入歳出予算の補正については、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,638万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億7,382万3,000円とし、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,151万5,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区

分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、保険事業勘定における補正予算の内容について、歳出から説明いたします。

7ページをごらんください。1款1項総務管理費3万9,000円と2項徴収費3万9,000円、3款2項包括支援事業・任意事業費2万1,000円は、人事異動に伴い人件費を調整するものです。

5款1項1目介護給付費準備基金積立金3,888万8,000円の増額は、平成30年度決算を受けて今後の介護給付に対応するため基金積み立てをするものです。

7款1項2目償還金1,004万6,000円の増額は、平成30年度の介護給付費等の確定に伴う超過受け入れ分の返還金であり、支払基金及び国、県へ返還するものです。

7款2項1目一般会計繰入金735万1,000円についても、平成30年度の事業確定に伴い一般会計繰入金超過受け入れ分を一般会計に繰り出すものです。

次に、歳入の説明ですが、6ページをごらんください。7款1項1目一般会計繰入金、4節事務費繰入金9万9,000円の増額は、人事異動に伴い増額となる人件費に対応するため、一般会計から繰り入れるものです。5節低所得者保険料軽減繰入金9万1,000円は、平成30年度決算に伴い過年度分低所得者保険料軽減分について繰入金として見込むものです。

8款1項1目繰越金については、平成30年度決算の確定に伴い5,619万4,000円を増額するものです。

次に、介護サービス事業勘定の歳出について説明いたします。14ページをごらんください。

1款1項1目一般管理費3万7,000円の増額は、

人事異動に伴い人件費を調整するものです。

次に、歳入の説明ですが、13ページ、2款1項1目一般会計繰入金にて同額の3万7,000円を増額し、財源充当しようとするものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第6号 令和元年度西和賀町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第9、議案第7号 令和元年度西和賀町下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第7号 令和元年度西和賀町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について提案理由を申し上げます。

1ページをごらんください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ597万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,495万6,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について、歳出から説明いたします。7ページをごらんください。1款2項1目公共下水道施設管理費については、湯田分の修繕料としてマンホールポンプ場水位計交換修繕1基83万6,000円、マンホールの段差解消修繕2カ所77万円、湯田浄化センターエアコン修理16万8,000円、合計177万4,000円を増額しようとするものです。

同じく沢内分については、マンホールの段差解消修繕5カ所192万5,000円、マンホールポンプ逆止弁修繕1基47万8,000円、沢内浄化センターの主ポンプ更新工事1基179万3,000円、合計419万6,000円を増額しようとするものです。

次に、歳入の説明ですが、6ページをごらんください。6款1項1目一般会計繰入金305万2,000円、7款1項1目繰越金291万8,000円をそれぞれ増額し、今回の補正予算の財源に充当しようとするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第7号 令和元年度西和賀町下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第10、議案第8号 令和元年度西和賀町温泉事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第8号 令和元年度西和賀町温泉事業特別会計補正予算(第2号)について提案理由を申し上げます。

1ページをごらんください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ238万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,740万4,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 それでは、補正の内容について歳出から説明いたします。

7ページをごらんください。1款1項1目温泉施設管理費、11節需用費、消耗品費21万2,000円は、公共温泉施設の料金改定に伴い、各施設の料金表を更新するもので、修繕料134万3,000円は、真昼温泉の劣化の進んでいる外壁及び屋根について塗装を行おうとするものです。13節委託料165万円は、公共温泉施設のあり方検討に資するため、建物及び設備の劣化調査を行いたいことから、予算を増額しようとするものです。15節工事請負費82万円の減額は、昨年度頻発したエアコンプレッサーの停止案件について、砂ゆっこについてです。その原因と考えられていた揚湯管のスケール除去を予定しておりましたが、現在は安定しており、さらに調査

を行った結果、エアパイプとスケール除去剤注入パイプが劣化しており、さらに適正位置に除去剤が注入できていないことがわかったことから、これ以上のスケール付着を避けるため、本パイプ等の更新を先に実施することとし、予算の組み替えを行おうとするものです。スケール除去工事266万8,000円を減額し、新たにエアパイプ及びスケール除去剤注入パイプの更新工事184万8,000円を増額することで、差し引き82万円を減額しようとするものです。

次に、歳入について説明いたします。6ページをごらんください。3款1項1目一般会計繰入金151万4,000円と4款1項1目繰越金87万1,000円を増額し、今回の補正事業の財源に充当しようとするものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

早川久衛君。

9番 ちょっとこれまた確認です。多々修繕費というのがいっぱいあるわけなのだけれども、これを予算化するときには誰が現場で確認するのか。写真確認なのか、それとも課長さんなり課長補佐さんなりがいるだろうけれども、何の段階で現場を確認しているのか、その辺の仕組みをちょっとお知らせください。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 本件の修繕につきましては、砂湯の源泉でございます、槻沢温泉の源泉でございますが、今年度の当初予算編成時期前にエアコンプレッサーの停止案件がかなりございまして、これにつきましては担当者が源泉管理をお願いしている業者との打ち合わせを現場で行いながら、状況確認をしていただきながら、当然写真等も撮っておりますが、それを最終的に私どもに報告をしていただきまして、決定をさせていただいたというのが当初予算でございますし、

改めてその後状況報告をいただきまして、雪解け後でしたけれども、実際状況を再確認したところ現在は安定しておるということで、では原因は一体何なのだろうかということで、さらに調査を進めておりました。

エアパイプにつきましては抜き取り調査をした結果、そういった状況になっておりましたので、まずこちらのほうを先にやるべきであろうという判断につきましては私のほうでさせていただいたというところでございます。

真昼温泉の修繕に関しましては、現在地域再生計画といったものがございまして、これの中において温泉地活性化プロジェクトというものをつくっております。これは、企業版ふるさと納税でいただく寄附金を充てる事業として、順次必要な修繕を行う計画をつくっております、その中の一つとして10月以降の実施における寄附額に充てるため実施をしようとするもので、その確認が今年度に入ってからとれましたので、補正予算を計上させていただきながら、真昼温泉の修繕をさせていただこうというふうに考えておるところでございます。

議長 早川久衛君。

9番 毎回修繕費でも何でも出てくるわけで、何もなくてペーパーだけで出た議題に対していいか悪いかといったって、100万円でも500万円でも、私だけかわからないけれども、全くわからないわけで、先ほど課長が写真もということだったが、カラー写真なりなんなり、ちょっとこういうことだよとつけてもらえれば、我々も何ぼか理解できるのだけれども、今の状況だったら全然わからないということで、これから課内で検討していただければよろしいかと思えます。

議長 質問ですね。質問というか、全体に関することなので、総務課長……企画課長、どっち。

総務課長。

総務課長 お答えいたします。

修繕料の内容について、写真等がなければち

よつと状況を確認できないというふうなお話で、それらをどういうふうな形でか、わかりやすいようにしていただきたいということでしたので、どの段階でお示しするかも含めましてですけれども、資料提供に関して、こちらのほうでちょっと検討させていただきたいと思います。

議長 よろしいですか。

そのほかありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論を許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

議案第8号 令和元年度西和賀町温泉事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第11、議案第9号 令和元年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第9号 令和元年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算の主な内容は、医業費用に係る材料費と経費に合わせて171万9,000円を増額し、収益的支出の総額を9億7,243万8,000円と

し、収益的収入ではその同額について一般会計からの補助金を増額するほか、資本的収支におきましても収入支出それぞれ47万9,000円を増額するものでございます。

詳細については、病院事務長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 病院事務長。

病院事務長 それでは、私から補正予算の詳細につきまして説明させていただきます。

補正予算書1ページをごらんください。第1条では、町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるとし、第2条では収益的収支予算の既決予定額の補正を行ってございます。

第3条では、資本的収支予算に係る既決予定額の補正を行っております。

第4条では、他会計からの補助金の補正を行ってございます。

続いて、収益的収入及び支出予算の実施計画についてご説明いたします。7ページをお開きください。1款1項2目材料費の補正につきましては、医療消耗備品費でビデオ喉頭鏡という医療器具を新規に購入しようとするものでございます。

また、3目経費、10節修繕費の補正でございますが、医療機器等の修繕で27万5,000円、施設修繕に77万6,000円、車両の修繕で6万2,000円の、合わせて111万3,000円を増額になります。

14節委託料につきましては、レントゲンなどの画像データを保存しておくサーバー機器の保守委託料19万7,000円、人間ドック等の健診データを管理するシステムの改修に要する費用17万8,000円の、合わせて37万5,000円を増額しようとするものでございます。

6ページに戻っていただき、収益的収入については、一般会計からの補助金171万9,000円を増額をお願いするものでございます。

次に、資本的収支予算の補正についてご説明申し上げます。5ページをごらんください。支出から申し上げますが、1項建設改良費、1目設備費に47万9,000円の増額をお願いするものでございますが、これは送信機1台を更新するものです。送信機というのは、病室の患者さんのバイタルサインといいまして、呼吸や脈拍などの状態を病室から離れているスタッフステーションに無線で飛ばしてモニター観察するシステムでございます。

4ページの収入ですけれども、医療機器整備に係る一般会計の出資金を同額の47万9,000円増額しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 ページ数で7ページの修繕費についてであります。病院の施設修繕費77万6,000円の詳細についてお伺いしたいというふうに思います。

議長 病院事務長。

病院事務長 施設修繕の77万6,000円の内訳でございますが、1つは病棟でございますベッドパンウオッシャーといいまして、汚物の容器を消毒滅菌する備えつけの機械のことですが、この機械の修繕、それから空調設備の修繕、これらの2件の修繕になります。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第9号 令和元年度町立西和賀さうち病院事業会計補正予算(第2号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第12、議案第10号 令和元年度西和賀町水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第10号 令和元年度西和賀町水道事業会計補正予算(第2号)について提案理由を申し上げます。

1ページをごらんください。今回の補正予算の主な内容は、収益的支出について、営業費用において水道施設巡回車のスタッドレスタイヤ購入費ほか11万2,000円、総係費において職員の手当等208万6,000円を増額し、支出の総額を4億2,901万円にしようとするものです。

また、資本的収入及び支出については、建設改良費として891万円を増額するとともに、収入においても一般会計出資金を同額増額し、収入及び支出ともにその総額を3億3,806万4,000円にしようとするものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 上下水道課長。

上下水道課長 それでは、補正予算の詳細についてご説明をいたします。

1ページ目をごらんください。第1条では、令和元年度西和賀町水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによらし、第2条では収益的支出の予定額の補正を定めており、営業費用については既決予定額3億9,716万4,000円に219万8,000円を増額し、支出の総額を4億2,901万円にしようとするものです。

第3条では、資本的収入及び支出の予定額の

補正を定めており、建設改良費の増額により収入及び支出ともに既決予定額9,478万4,000円に891万円を増額し、収入及び支出の総額を3億3,806万4,000円にしようとするものです。

2ページをごらんください。第4条では、職員給与費について、職員の異動等により職員の一部の手当に関し既決予算では不足することが明らかとなったことから、既決予定額3,692万9,000円に127万4,000円を増額し、職員給与費の総額を3,820万3,000円にしようとするものです。

それでは、収益的支出の補正予定額の内容についてご説明いたします。8ページ目をごらんください。1款1項1目原水及び浄水費については、施設巡回車のスタッドレスタイヤを購入する費用として10万7,000円、同自動車保険料として5,000円をそれぞれ増額するものです。

3目総係費については、職員手当として127万4,000円、委託料として72万円、雑費として9万2,000円、合計208万6,000円を増額しようとするものです。委託料については、現在4人の方にメーター検針業務をお願いしておりますが、既決予算を精査したことにより不足する額26万6,000円、それから消費税等の改正に伴う料金徴収システム改修業務委託料として45万4,000円を増額するものです。雑費の9万2,000円については、水道使用料の過年度分還付金として増額をするものです。

次に、資本的収入及び支出の補正予定額の内容についてご説明いたします。初めに、資本的支出予算についてですが、9ページをごらんください。1款1項3目簡易水道施設統合整備事業費については、湯田地区の本管から各戸への給水管接続工事、およそ30戸分を追加発注したいことから891万円を増額するものです。

資本的収入予算については、先ほど述べた統合整備事業費の増額に伴い、1款2項1目他会計出資金について、一般会計出資金として同額を増額するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようよろしくお願いたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第10号 令和元年度西和賀町水道事業会計補正予算(第2号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了しました。

ここで、あすから始まる決算審査特別委員会の審査方法について、決算審査特別委員会の委員長より、町民の皆様へ周知してほしい旨の依頼がありましたので、お知らせしたいと思います。

今年度の審査も昨年度と同様に款ごとにあらかじめ審査時間を設定し審査を行うことにしております。したがって、各課とも審査が始まる前に担当課長より所管する事業が決算書の何ページのどこの科目にあるのか簡単に説明していただき、それら事業の財源等について説明が必要な場合は、そのこともあわせて説明していただくこととなりますので、よろしくお願いたします。

なお、具体的な審査方法については、各課で用意していただく担当課ごとの決算書により審査を行います。説明が長時間に及ぶ場合は、あらかじめ資料を提出していただいても結構で

あります。

また、決算審査特別委員会における答弁については、原則担当課長にさせていただくこととなりますが、担当課長が特に必要と思われる場合は、推進監、課長代理まで答弁できることとします。

なお、本会議同様決算審査も告知端末放送を行いますので、お知らせします。

以上、このたびの決算審査特別委員会の審査方法について町民の皆様にもお知らせいたしましたが、委員の皆様には会期日程に従って会期内に審査を終了するよう特に望んでおきます。

これをもって本日は散会いたします。ご苦労さまでございました。

午後 4時42分 散 会